

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年6月28日

【会社名】 クアルコム・インコーポレーテッド
(QUALCOMM Incorporated)

【代表者の役職氏名】 執行副社長兼最高財務責任者
アカーシュ・パルキワラ
(Akash Palkhiwala, Executive Vice President and Chief
Financial Officer)

【本店の所在の場所】 アメリカ合衆国 カリフォルニア州92121
サンディエゴ モアハウス・ドライブ5775
(5775 Morehouse Drive, San Diego, CA 92121, U.S.A.)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 松 添 聖 史

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区六本木1-9-10
アークヒルズ仙石山森タワー28F
ベーカー & マッケンジー法律事務所(外国法共同事業)

【電話番号】 (03) 6271-9900

【事務連絡者氏名】 弁護士 渡 邊 大 貴

【連絡場所】 東京都港区六本木1-9-10
アークヒルズ仙石山森タワー28F
ベーカー & マッケンジー法律事務所(外国法共同事業)

【電話番号】 (03) 6271-9900

【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】 クアルコム・インコーポレーテッド記名式普通株式(額面
0.0001ドル)の取得に係る新株予約権証券
当該新株予約権証券は行使価額修正条項付新株予約権付社
債券等である。

【届出の対象とした募集（売出）金額】 0.00ドル(0円)(注1)
1,420,279ドル(約155,392,725円)(見込額)(注2)

- (注1) 日本において付与される新株予約権証券の発行価額の総額。本届出書の下で行われる新株予約権の付与は、新株予約権証券を取得しようとする者による何らの支払いを伴うことなく行われる。
- (注2) 新株予約権証券の発行価格の総額(0ドル)に、当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額（見込額）を合算した金額。上記金額は、本届出書の対象である日本における子会社の適格従業員（修正改訂クアルコム・インコーポレーテッド2001年度従業員ストック・パーチェス・プラン（「本プラン」）に定義される。）に対して付与された全ての新株予約権証券に係る新株予約権が全て行使されたとの仮定に基づき算出されたものである。さらに上記の計算は、本プランに基づく新株予約権の行使価額が、2021年6月1日のナスダック・グローバル・セレクトマーケット（「ナスダック」）における当社普通株式の終値である133.94ドル(14,654円)の85パーセントである113.85ドル(12,456円)であるという仮定に基づいたものである。金額に関する詳細は、下記「第一部 証券情報」を参照のこと。

【安定操作に関する事項】 該当なし

【縦覧に供する場所】 該当なし

1. 本書において、文脈上別段の指示がある場合を除き、「当社」、「クアルコム・インコーポレーテッド」及び「クアルコム」とは、文脈に応じてクアルコム・インコーポレーテッド又はクアルコム・インコーポレーテッド及びその子会社を指す。
2. 別段の記載がある場合を除き、本書に記載の「米ドル」及び「ドル」はアメリカ合衆国ドルを指す。本書において便宜上記載されている日本円は、1ドル＝109.41円の換算率(2021年6月1日現在の株式会社三菱UFJ銀行対顧客電信直物売買相場仲値)により換算されている。
3. 本書中の表で計数が四捨五入されている場合、合計は計数の総和と必ずしも一致しない。

第一部 【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規新株予約権証券】

(1)【募集の条件】

発行数	12,475個(注1)
発行価額の総額	0.00米ドル(0円)
発行価格	0.00米ドル(0円)
申込手数料	なし
申込単位	1個
申込期間	自2021年7月7日 至2021年7月16日(注2)
申込証拠金	該当なし
申込取扱場所	クアルコム・インコーポレーテッド 米国カリフォルニア州92121 サンディエゴ、 モアハウス・ドライブ5775、N-510H
割当日	2021年8月1日
払込期日	該当なし
払込取扱場所	該当なし

(注1) 上記の「発行数」は、下記の「新株予約権の目的となる株式の数」と同数となる。かかる数値は、本有価証券届出書（「本届出書」）により届け出られている、当社の日本における子会社の適格従業員に対して付与される新株予約権証券の見込総数であり、2021年6月1日の当社普通株式の価格及び同日の外国為替レートに基づいたものである。

(注2) 適格従業員に対する新株予約権証券の具体的な条件に関する一切の通知は、本届出書による届出の効力が発生することを条件として、2021年7月7日から2021年7月16日までの期間に行われることが予定されている。

摘要

本募集は、2000年12月11日に開催された当社の取締役会（「取締役会」）による決議により採択され、2001年2月27日、2011年3月8日、2015年3月9日及び2018年3月23日に適式に招集され開催された年次株主総会において承認された、2018年3月23日までの修正を含む改訂2001年度従業員ストック・パーチェス・プラン（「本プラン」）に基づき行われる。本プランは、2001年5月16日及び2001年6月27日の各日に開催された取締役会報酬委員会の各会議において、2006年12月7日付の取締役会報酬委員会による全員一致の同意書により修正され、また、2007年3月2日、2007年11月12日、2009年2月11日、2010年4月26日、2014年11月30日及び2017年12月3日の各日に開催された報酬委員会の各会議において修正され、また、2013年2月1日現在有効な全員一致の同意書による報酬委員会が指名した株式報酬委員会により修正された。

適格従業員が主として勤務する当社の日本における子会社は、クアルコムジャパン合同会社及びクアルコムCDMAテクノロジーズ有限会社（全て当社の間接所有完全子会社）である。また、かかる場合の本届出書に係る新株予約権証券を受領する適格従業員の人数は、約164名である。

適格従業員が募集（本プランに定義される。）に参加し、参加者（本プランに定義される。）となる場合、かかる者は、本プランに基づく新株予約権の行使による株式の購入のために、同人の適格報酬のうち何パーセント（1から15パーセントまでの整数）を控除するかを選択を表示しなければならない。

本プランの目的は、参加会社グループ（本プランにより定義される。）の適格従業員を惹きつけ、維持し、その功績に報いるための報奨を提供し、かつ、かかる者を参加会社グループの成長及び収益性の向上に貢献するよう動機付けることにより、当社及びその株主の利益を促進することである。本プランは、かかる適格従業員に対し、当社の普通株式の割引価格による購入を通じて、当社に対する自らの持分を取得する機会を提供する。当社は、本プランを米国国内歳入法第423条（あらゆる改正を含む。）（「内国歳入法」）に基づく適格な「従業員ストック・パーチェス・プラン」とすることを意図しており、かつ、本プランはそうのように解釈される。

本プランは、取締役会又は取締役会に指名された者（総称して「運営者」）が運営する。本プランの規定に従って、運営者は、該当する全ての新株予約権の条件を決定する。ただし、募集によって新株予約権を付与された全ての参加者は、その募集に関して、内国歳入法第423条(b)(5)の意味と同様の権利及び特権を有するものとする。本プランの運営に関して発生する費用は、全て当社が支払う。

(2) 【新株予約権の内容等】

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質	本新株予約権は、適用される募集期間中参加者が承認した給与からの控除による積立金を用いて、(a)募集日(募集期間の初日をいう。)における当社株式1株当たりの公正市場価格、又は(b)購入日(募集期間の最終日をいう。)における当社株式1株当たりの公正市場価格のうち、金額の低い方の85%に相当する購入価格で当社普通株式を購入する権利である。参加者は、同人の報酬から本プランに基づく株式購入に何パーセントを充てるかを、1から15パーセントまでの整数割合で選択することができる。本募集にかかわる募集期間は、2021年8月1日から2022年1月31日までである。本プランにおいては、当社普通株式の1株当たり公正市場価格は、価格決定日におけるナスダックでの1株当たりの最終売値とする。 したがって、当社普通株式の価格が募集期間中に下落した場合、本新株予約権の購入価格も下落し、よって「新株予約権の目的となる株式の数」は増加する。しかしながら、参加者の拠出額は株価により変動することはない。 発行される株式数は、募集期間中に参加者が拠出した金額を購入価格(上記のとおり計算される。)で割ることにより算出される。ただし、参加者が購入できる株式総数は、12,500米ドルを募集日の当社普通株式の1株当たりの公正市場価格で割ることにより決定される数を超えてはならない。 本プランに基づいて発行され得る普通株式総数の上限は、101,709,466株とする。ただし、内国歳入法第423条(b)適格プラン(本プランに定義される。)に基づく発行の場合は、合計で101,309,466株を超えて発行することはできない。本プランに基づき発行され得る株式総数の上限は、発行済株式総数の約9.02%(2021年4月26日現在)に相当する。 本プランの目的は、上記摘要に記載されているとおり、参加会社グループの適格従業員を惹きつけ、維持し、その功績に報いるための報奨を提供し、かつ、かかる者を参加会社グループの成長及び収益性の向上に貢献するよう動機付けることにより、当社及びその株主の利益を促進することであり、本プランへの参加は任意である。当社は、本プランに参加するための最低給与控除額を設定していない。よって、本新株予約権の行使時の払込金額の下限は定められていない。 「新株予約権の行使時の払込金額」は、「新株予約権の目的となる株式の数」を購入価格で乗じることにより決定される。上記のとおり、「新株予約権の行使時の払込金額」の下限は定められていないため、新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限も定められていない。 本プランは、当社に対し、当社の決定による未行使の新株予約権を終了させる権限を与えていない。しかしながら、参加者が、購入日前に任意に本プランから脱退し又はその雇用が終了した場合、かかる参加者の新株予約権は消滅し行使することはできない。 株式配当、株式分割、株式併合、資本の組入れ、連結、再分類若しくはこれらに類する当社の資本構成の変更、又は合併(当社の登録上の住所を変更するための合併を含む。)、資産売却若しくはその他当社が当事者となるあらゆる組織再編の場合には、本プランの対象となる株式のクラス及び数、各新株予約権、並びに購入価格について適切な調整がなされる。
新株予約権の目的となる株式の種類	当社額面0.0001米ドル記名式普通株式(注1)
新株予約権の目的となる株式の数	12,475株(注2)(見込数)
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権証券1個につき113.85米ドル(12,456円)(注3)(見込額)
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	1,420,279米ドル(155,392,725円)(注4)(見込額)

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	株式の発行価格 1株につき113.85米ドル(12,456円)(注3)(見込額)
	資本組入額 1株につき113.8499米ドル(12,456円)(注5)(見込額)
新株予約権の行使期間	2022年1月31日
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	クアルコム・インコーポレーテッド アメリカ合衆国カリフォルニア州92121 サンディエゴ、モアハウス・ドライブ5775、N-510H E*トレード・セキュリティーズ・LLC アメリカ合衆国ニューヨーク州10020 ニューヨーク、アベニュー・オブ・アメリカズ1271、14階
新株予約権の行使の条件	本新株予約権は、本プラン第11条に従って行使される。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	該当なし
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権は、遺言又は相続分配法による場合を除いては、譲渡することができない。
代用払込みにに関する事項	該当なし
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当なし(ただし、当社が当事者となるあらゆる組織再編の場合には、各新株予約権に対して及び一定の場合について適切な調整がなされ、運営者は、一方的に発行済みの新株予約権を修正し、当該新株予約権が組織再編の他の当事者である会社の株式について行使可能である旨の規定を設けることができる。)

(注1) 新株予約権の行使により発行される株式は全て新規発行株式である。

(注2) かかる数値は、本届出書の対象となる全ての新株予約権証券が行使されたとの仮定に基づく見込株式数である。かかる数値は、本届出書により届け出られている、当社の日本における子会社の適格従業員に対して付与される新株予約権証券の見込総数であり、2021年6月1日の当社普通株式の価格及び同日の外国為替レートに基づいたものである。

(注3) 「新株予約権の行使時の払込金額」は、(a)募集日における当社普通株式1株当たりの公正市場価格、又は(b)購入日における当社株式1株当たりの公正市場価格のうち、金額の低い方の85パーセントとする。当社普通株式の1株当たり公正市場価格は、価格決定日におけるナスダックでの1株当たりの最終売値である。上記の金額は、当社普通株式の2021年6月1日の1株当たりの公正市場価格(ナスダックにおける当社普通株式の終値133.94米ドル(14,654円)の85パーセントである113.85米ドル(12,456円)を基にした見込額である。

(注4) 「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額」は、「新株予約権の目的となる株式の数」に「新株予約権の行使時の払込金額」を乗じた金額とする。かかる数値は、本届出書の対象となる全ての新株予約権が見積購入価格(1株当たりの新株予約権の行使時の払込金額)により行使されたとの仮定に基づく見込額である。

(注5) 1株当たりの資本組入額は、1株当たりの「新株予約権の行使時の払込金額」から額面価格(0.0001米ドル(0.01円))を減じた額とする。

摘要

(a) 新株予約権行使の効力の発生

参加者の本新株予約権は、本新株予約権の購入日において、全て自動的に行使される。

(b) 新株予約権の行使後第1回目の配当

参加者は、参加者の新株予約権の行使によって購入された株式の発行日(当社又は適式に授權されている当社の名義書換代理人の株主名簿への適切な登録により証明される)までは、本プランに参加しているだけでは株主としての権利を有しない。当該株式の発行日前の配当基準日における配当、分配又はその他の権利については、いかなる調整もなされない。

本プランに基づき当社の普通株式を取得する参加者は、宣言された時点で配当を受領する権利を含む、当社の他の株主と同様の権利を有する。参加者による株式購入後（すなわち「新規株主」となった後）参加者に支払われた配当は、「既存の」株主に支払われた配当と同様に扱われる。

(c) 株券の交付

当社は、購入日後できる限り速やかに、購入日に参加者が購入した株式の交付を手配しなくてはならない。ただし、当社は、各参加者のために株式を保持することとなる当社の指定する仲買人に対して、当該株式を交付することができる。本プランに基づき参加者に交付される株式は、参加者の名義で、あるいは参加者が要求した場合は本プランの事務手続及び運営のために定められた規則に基づき、当社が認めるその他の名義で、登録又は口座に保管される。

(d) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金の調達をしようとする理由

本プランは、当社及び1以上の当社子会社の適格従業員に対して、本プランに参加することによって当社の持分を取得する機会を提供することを目的としている。取締役会は、本プランに基づいて発行され得る株式の総数の上限を定めることができ、かかる上限は当社株主の必要な同意によって授權されている。当社は、本プランに基づき新株予約権及び当社の持分を取得する機会を提供することにより、適格従業員が、当社の成長と収益性に貢献するインセンティブを持ち、それと同時に当社にあっては、さらなる向上に不可欠な能力ある個人を採用及び維持することができる。このように、1株当たりの価値のみならず全体的な当社株式の価値が高まり、既存の株主も、本プランに基づく本新株予約権を付与する恩恵を享受できる。

(e) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使に関する事項について割当予定先と当社との間で締結する予定の取決めの内容

条件については、本プラン及び運営者が用意する登録届出様式に定められる。

(f) 当社の株券の売買について割当予定先と当社との間で締結する予定の取決めの内容

該当事項なし。

(g) 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めがある場合はその内容

該当事項なし。

(h) その他の投資者の保護を図るため必要な事項

本プランの適切な運営のため、当社が望ましいとみなす場合、その裁量において、規則、指針、方針、手続、制限又は調整を、本プランに従い、随時設定、解釈、変更又は終了することができる。

「当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質」に記載されるとおり、株式配当、株式分割、株式併合、資本組入れ、連結、再分類若しくはこれらに類する当社の資本構成の変更、又は合併（当社の登録上の住所を変更するための合併を含む。）、資産売却若しくはその他当社が当事者となるあらゆる組織再編の場合は、適切な調整がなされる。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項なし。

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
1,420,279米ドル (155,392,725円)(注)	20,000米ドル (2,188,200円)	1,400,279米ドル (153,204,525円)(注)

(注) 上記「払込金額の総額」及び「差引手取概算額」は、全ての新株予約権が行使されたとの仮定に基づく見込額である。かかる見積購入価格は、2021年6月1日における当社普通株式の終値133.94米ドル(14,654円)の85パーセントである113.85米ドル(12,456円)である。

(2) 【手取金の使途】

当社は、上記「差引手取概算額」1,400,279米ドル(153,204,525円)を、人件費の支払いやその他の業務運営上の経費支払等の一般運転資金に充当する予定であるが、その具体的な内容や使途別の金額、支出時期については、当社の資金の必要に応じて決定する見込みであり、現時点では未定である。

第2 【売出要項】

該当事項なし。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

本邦以外の地域において開始される募集に係る事項について

本有価証券届出書に基づく募集の対象である本新株予約権と同一の種類の新株予約権の募集が、本邦以外の地域で並行して開始される予定である。以下は、かかる募集の内容として、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号に掲げる各事項を記載したものである。

(1) 有価証券の種類及び銘柄

新株予約権証券。当該有価証券は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である。

詳細については、上記「第1 募集要項 - 1 新規新株予約権証券 - (2) 新株予約権の内容等 - 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質」を参照のこと。

(2) 新株予約権の内容等

(a) 発行数：3,569,619個

上記の「発行数」は（適格従業員全員が本プランに参加し、募集期間中に購入可能な最大株式数を購入すると仮定した場合）、「本新株予約権の目的となる株式の総数」と同数となる。従業員が本プランに参加し、プランの参加者となった場合、参加者は、本プランに基づき、本新株予約権の行使による株式購入のため、同人の適格報酬のうち何パーセントを控除するかを選択を示さなければならない。参加者は、同人の適格報酬のうち何パーセントを本プランに基づく株式購入に充てるかを、1から15パーセントまでの整数の割合で選択することができる。参加者は、募集期間（自2021年8月1日至2022年1月31日）に、自己が選択した適格報酬金額を給与天引により拠出し、(a)募集日における当社株式1株当たりの公正市場価格、または(b)購入日における当社株式1株当たりの公正市場価格のうち、金額の低い方の85パーセントに相当する購入価格で当社普通株式を購入する。

本プランは、募集期間に参加者1名当たりが購入できる最大数を規定している。本プランに従い、参加者は、12,500米ドルを募集日における株式の公正市場価格で除した数値以下の株式を募集期間に購入することができる。本報告書の提出日現在、募集日（2021年8月1日）における当社普通株式の公正市場価格は未定である。よって、便宜的に参加者1名当たりが購入できる最大株式数は、12,500米ドルを133.94米ドル（2021年6月1日における株式の公正市場価格）で除して算出される。したがって、参加者1名当たり、2021年8月1日に開始する募集期間に最大93株の株式を購入することができる。本新株予約権は、本邦以外で約38,383名の適格従業員に対し募集を行った。よって（適格従業員全員が本プランに参加し、参加者となると仮定した場合）、新株予約権の発行数は、参加者1名当たりが購入できる最大株式数（93）に新株予約権の募集を行った本邦以外の適格従業員数（38,383）を乗じることにより算出される。

(b) 発行価格：無償

(c) 発行価額の総額：無償

(d) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

(1) 株式の種類

クアルコム・インコーポレーテッド記名式額面普通株式（額面金額0.0001米ドル）

(2) 株式の内容

当社の普通株式は、ナスダックにおいて「QCOM」というティッカー・シンボルにより取引されている。

当社普通株式の議決権、配当請求権及び残余財産分配請求権は、当社基本定款による指定及び優先株式の発行時の取締役会による指定に従い、全シリーズの優先株式の保有者の権利による制約を受ける。

配当を行う場合は、基本定款の規定に従い、定例会議または臨時会議において法律に準じて、取締役会の決定により実施することができる。配当は、基本定款の規定に従い、現金、現物または株式により支払うことができる。

当社の普通株式の所有者は、定時株主総会及び臨時株主総会の通知を受け投票を行う権利を有する。普通株式の各登録所有者は、全ての議案について所有株式1株当たり1議決権を有する。

(3) 株式の数

本新株予約権1個につき1株

本新株予約権の目的となる株式の総数：3,569,619株（見込数）

(e) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

本新株予約権1個につき113.85米ドル⁽¹⁾（12,456円）（見込額）

本新株予約権の行使時の払込金額の総額：406,401,123米ドル⁽²⁾（44,464,346,867円）（見込額）

（注1）同金額は、(a)募集日における当社株式1株当たりの公正市場価格、または(b)購入日における当社株式1株当たりの公正市場価格のうち、金額の低い方の85パーセントとする。1株当たりの公正市場価格は、価格決定日におけるナスダックでの1株当たりの最終売値とする。上記の金額は、当社普通株式の2021年6月1日の1株当たりの公正市場価格（133.94米ドル）の85パーセント（113.85米ドル）を基にした見込額である。

（注2）同金額は、「本新株予約権の目的となる株式の総数」に「新株予約権の行使に際して払い込むべき金額」を乗じた金額とする。これらの数値は、本報告書の対象となる全ての本新株予約権が見積購入価格（1株当たりの新株予約権の行使時の払込金額）により行使されたとの仮定に基づく見込額である。

(f) 新株予約権の行使期間

購入日：2022年1月31日

(g) 新株予約権の行使の条件

新株予約権は、本プランのセクション11に従い行使される。

(h) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格のうちの資本組入額

新株予約権1個につき113.8499米ドル（12,456円）（見込額）

* 1株当たりの資本組入額は、本新株予約権1個当たりの「新株予約権の行使に際して払い込むべき金額」から額面価格（0.0001米ドル）を減じた額に等しい。また本プランに基づき新株予約権の行使により発行される株式は、全て新規発行株式である。

(i) 新株予約権の譲渡に関する事項

本新株予約権は、当該新株予約権保有者の遺言または相続分配法による場合を除き、移転することはできない。

(3) 発行方法

本新株予約権は、本プランに参加する資格を有する本邦以外の当社並びに当社の子会社及び関係会社の従業員約38,383名に対し募集が行われる。

(4) 引受人又は売出しを行う者の氏名又は名称

該当事項なし。

(5) 募集又は売出しを行う地域（日本を除く）

オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、中国、フィンランド、フランス、ドイツ、香港、インド、インドネシア、アイルランド、イスラエル、イタリア、韓国、メキシコ、オランダ、シンガポール、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、スイス、台湾、イギリス、アメリカ合衆国

(6) 提出会社が取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

(a) 提出会社が取得する手取金の総額

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
406,401,123米ドル (44,464,346,867円)	10,000米ドル (1,094,100円)	406,391,123ドル (44,463,252,767円)

(注) 上記「払込金額の総額」は、本新株予約権の行使時の払込金額の総額であり、かかる上記金額は、2021年6月1日におけるナスダックでの当社普通株式1株当たりの終値（133.94米ドル）の85パーセントに等しい見積購入価格（113.85米ドル）で行使されるという仮定に基づく見込額である。

(b) 用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

当社は、上記「差引手取概算額」406,391,123米ドル(44,463,252,767円)を、人件費の支払いやその他の業務運営上の経費支払等の一般運転資金に充当する予定であるが、その具体的な内容や用途別の金額、支出時期については、当社の資金の必要に応じて決定する見込みであり、現時点では未定である。

(7) 新規発行年月日

2021年8月1日

(8) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称

該当事項なし。

(9) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項

「第1 募集要項 - 1 新規新株予約権証券 - (2) 新株予約権の内容等 - 摘要」を参照のこと

(10) 第三者割当の場合の特記事項

該当事項なし。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし。

第4 【その他】

1 【法律意見】

クアルコム・インコーポレーテッドの法律顧問であるDLAパイパーUSエルエルピーより、次の趣旨の法律意見書が提出されている。

- (1) 当社は、デラウェア州法の下で適法に設立され、且つ正常な状態で有効に存続している。
- (2) 当社は、本有価証券届出書の記述に従い、適法に新株予約権証券に関する募集を行うことができる。
- (3) 当社による及び当社のための本有価証券届出書（その訂正届出書を含む。）の関東財務局長に対する提出は適法に授權されており、松添聖史及び渡邊大貴の各氏は、各々単独で当社を代理して本有価証券届出書（その訂正届出書を含む。）を作成し、関東財務局長に提出する行為その他、当社の日本における本プランの募集の届出に関する一切の行為につき、当社の日本における代理人として当社により適法に任命されている。

2 【その他の記載事項】

以下の情報を、新株予約権証券の付与に係る適格従業員に対して交付される目論見書に記載する。

（和訳）

クアルコム・インコーポレーテッド
2001年度従業員ストック・パーチェス・プラン

2018年3月23日までの修正を含む改訂

1. 本プランの制定、目的及び条件

1.1 制定 2001年2月27日に当初制定されたクアルコム・インコーポレーテッド2001年度従業員ストック・パーチェス・プラン（「本プラン」）は、2013年2月1日付で、委員会により修正、改訂された。本プランには、2018年3月23日までの修正が反映されている。

1.2 目的 本プランの目的は、参加会社グループの適格従業員を惹きつけ、維持し、その功績に報いるための報奨を提供し、かつかかる者を参加会社グループの成長及び収益性の向上に貢献するよう動機付けることにより、当社及びその株主の利益を促進することである。本プランは、かかる適格従業員に対して、当社株式の購入を通じて当社に対する自らの持分を取得する機会を提供する。当社は、本プランを内国歳入法第423条（あらゆる改正を含む）に基づく適格な「従業員ストック・パーチェス・プラン」とすることを意図しており、かつ本プランはそうのように解釈される。ただし、当社はかかる適格性の維持についていかなる約束又は保証もなさない。さらに、本プランは、米国外の特定の所在地における税務、証券法又はその他の当社の法令順守上の目的を遂げることを企図して取締役会又は委員会が採択した規則、手続又はサブプランに従って、内国歳入法第423条(b)の適格性を有さない第423条(b)非適格プランに基づき株式購入権を付与することを認めている。

1.3 本プランの条件 本プランは、取締役会により終了されるか、又は、本プランに基づき発行可能な全ての株式が発行された日の、いずれか早い方まで有効である。

2. 定義及び解釈

2.1 定義 本プランにおいて明示的に定義されていないが内国歳入法第423条において定義されている用語は、内国歳入法第423条(b)適格プランの目的において、本書においても同一の定義に従うものとする。本プランにおいて使用される場合、以下の用語は下記に定義される意味をそれぞれ有するものとする。

(a) 「取締役会」とは、当社の取締役会を意味する。これに加えて、取締役会が本プランの運営のために1つ又は2つ以上の委員会を指定した場合、そのような委員会も意味する。

(b) 「内国歳入法」とは、1986年米国内国歳入法（その後の改正を含む）及び同法の下で公布されている適用のあるあらゆる規則を意味する。

(c) 「内国歳入法第423条(b)適格プラン」とは、内国歳入法第423条(b)に記載される要件を満たすように策定された従業員株式購入制度（その後の修正を含む。）を意味する。内国歳入法第423条(b)適格プランの規定は、内国歳入法第423条(b)に基づき解釈、管理且つ実施されるものとする。

(d) 「委員会」とは、報酬委員会、又は本プランの運営を適式に任命され取締役会が定めた権限を有するその他の取締役会の委員会を意味する。委員会の権限が特に制限されていない限り、委員会は本プランにより付与される取締役会の全ての権限を有し、その権限には、本プランの条件及び法律によって課せられた適用のある制限に従い、いつでも本プランを改正又は終了する権限を含むが、これに限定されない。取締役会又は報酬委員会が判断する限りにおいて、「委員会」とは、取締役会又は報酬委員会が特定する当社のかかる役員も意味する。

(e) 「当社」とは、デラウェア州法人であるクアルコム・インコーポレーテッド又はその承継者を意味する。

(f) 「報酬」とは、あらゆる募集期間に関する全ての給与、賃金（当社が設定した401(k)プランに基づき、従業員が繰り延べることを選択したが、そうでなければ他の方法で支払われていたであろう金額を含む）、及び残業手当を意味するが、手数料、賞与、ツー・フォー・ワン休暇制度に基づく支払金、利益配当、当社が支払う従業員福利厚生費用、教育費及び授業料の支払、当社の団体保険又は福利厚生制度に基づいて生じる帰属所得、交通費、事業活動及び転居費の支払、ストック・オプションに関する受取所得、従業員福利制度に基づいて当社が行った拠出、並びにこれらと類似した支払はこれに含まれない。報酬には、当社の休暇規定により定められている範囲において、2.1条(g)により参加が継続しているとみなされる休暇中の給付金も含む。

(g) 「適格従業員」とは、5条に定める本プランへの参加資格要件を満たす従業員を意味する。また、適格従業員とは、現地法により本プランへの参加が参加会社のその他の従業員も可能となることを求められる場合は、かかるその他の従業員をも意味する。

(h) 「従業員」とは、内国歳入法第423条において参加会社の従業員として扱われている者を意味する。参加者は、雇用が実際に終了した場合、又は参加者を雇用する会社が参加会社ではなくなった場合に、従業員ではなくなったものとみなされる。本プランにおいて、個人は、当社の承認を得た3ヵ月以下の軍務休暇又はその他の休暇中は、従業員でなくなったものとはみなされない。個人の休暇が3ヶ月を超える場合は、当該3ヶ月の期間の満了する日の翌日に従業員でなくなったものとみなされるが、法律又は契約により、参加会社グループでの再雇用の権利が保証されている場合はこの限りではない。

(i) 「公正市場価格」とは、あらゆる日付における以下に定める株式の価格を意味する。

() 株式が常設の証券取引所に上場されている場合、あるいはナスダック・グローバル・セレクト・マーケット又はナスダック・グローバル・マーケットにおいて取引されている場合、株式の公正市場価格は、公正市場価格を決定する日における、ウォールストリートジャーナル又は取締役会が信頼できると考えるその他の情報源により公表される、かかる取引所又は市場（株式が2つ以上の取引所又は市場において取引されている場合には、株式の取引高の最も高い取引所又は市場とする）にて提示されている当該株式の最終売値（いかなる売却も報告されなかった場合には最終ビッド価格）とする。かかる株式市場がない場合、公正市場価格は取締役会が誠意を持って決定する。

() 本プランにおいて公正市場の決定日が市場取引日ではない場合、公正市場価格を決定することのみを目的として、かかる期日は、(A)募集日の場合は募集日後の最初の市場取引日、(B)購入日の場合は購入日前の最後の市場取引日とする。

(j) 「内国歳入法第423条(b)非適格プラン」とは、内国歳入法第423条(b)（その後の改正を含む）に定める要件を満たさない従業員株式購入制度を意味する。

(k) 「募集」とは、6条に定める株式の募集を意味する。

(l) 「募集日」とは、あらゆる募集について、募集期間の初日を意味する。

(m) 「募集期間」とは、6条に従って設定された期間を意味する。

(n) 「親会社」とは、内国歳入法第424条(e)に定義される、当社の現在又は将来の「親会社」を意味する。

(o) 「参加者」とは、7条に従って募集期間中に参加者となり、本プランに従って参加者である適格従業員を意味する。

(p) 「参加会社」とは、当社及びあらゆる親会社又は子会社を意味する。取締役会又は委員会は、いずれかの参加会社の一部又は全従業員が内国歳入法第423条(b)非適格プランに参加する旨を決定することができる。

(q) 「参加会社グループ」とは、時点を問わず、参加会社である当社及びその他全ての会社を総称して意味する。

(r) 「プラン」とは、修正及び改訂クアルコム・インコーポレーテッド2001年従業員ストック・パースェス・プラン（その後の修正を含む）を意味する。本プランは内国歳入法第423条(b)適格プランと内国歳入法第423条(b)非適格プランの両要素を含む。

(s) 「購入日」とは、あらゆる募集について、募集期間の最終日を意味する。ただし、取締役会はその裁量において募集期間中に1日又は2日以上購入日を追加して設定することができる。

(t) 「購入価格」とは、9条に従って決定される、本プランに基づいて株式を購入する場合の価格を意味する。

(u) 「購入権」とは、8条に定められている本プランに従って参加者に付与されている株式を購入するオプションを意味し、かかるオプションの発行された募集期間中においては、参加者はこれを行行使することができるが、行使しないこともできる。かかるオプションは、取締役会が設定する規則及び手続に従い、本プランに基づく株式の購入にこれまで利用されていない参加者の賃金控除の累積額を取り崩す権利、及び募集期間中に本プランへの参加を終了する権利から生じるものである。

(v) 「スピノフ取引」とは、参加会社グループの事業体の議決権付株式が、内国歳入法第424条(e)に定義される事業体の親会社の株主に対して分配される取引を意味する。

(w) 「株式」とは、4.2条に従って随時調整される当社の普通株式を意味する。

(x) 「募集契約」とは、当社が特定する形式の書面又は当社が認めるその他の方法による当社への連絡により締結される契約で、従業員の本プランへの参加の選択が記載され、本プランに基づく従業員報酬からの賃金控除を認める旨を述べたものを意味する。

(y) 「募集日」とは、募集期間における募集日、又は当社が設定するこれに先立つ期日を意味する。

(z) 「子会社」とは、内国歳入法第424条(f)に定義される、当社の現在又は将来の「子会社」を意味する。

(aa) 「承継者」とは、当社、当社と合併又は連結した会社、あるいは当社の資産の全て又は実質的に全てを取得した会社で、取締役会が本プランにおける承継者として指定した会社を意味する。

2.2 解釈 本書に含まれる見出し及び表題は便宜上のものであり、本プランの規定の意味又は解釈に影響を与えるものではない。文脈において別段の指摘がない限り、単数形には複数形を含み、また複数形には単数形を含む。「又は」、「あるいは」、「若しくは」という語は、文脈によって別段の明らかな意味づけがない限り、排他的であるものではない。

3. 運営

3.1 取締役会による運営 本プランは取締役会又は取締役会に指名された者が運営する。本プランの規定に従って、取締役会は全ての該当する購入権の条件を決定する。ただし、内国歳入法第423条適格プランに基づく募集によって購入権を付与された全ての参加者は、その募集に関して、内国歳入法第423条(b)(5)の意味と同様の権利及び特権を有するものとする。本プランの運営に関して発生する費用は、全て当社が支払うものとする。

3.2 役員の権限 当社の役員は、当社が責任を負い、また、本プランにおいて当社に割り当てられている権利、義務、決定、選択その他あらゆる事項に関して、当該役員がこれらの実際の権限を有している場合、当社を代理して行為する権限を有する。上記に関して実際の権限を有している役員が行った当社の決定は、参加会社グループ、参加者、本プランに、又は本プランに基づき付与された購入権に利害関係を有する全ての者に対して最終的で、拘束力を有し、かつ決定的なものであるが、かかる役員の決定が恣意的若しくは衝動的、不正、又は不誠実になされたものである場合は、この限りではない。

3.3 当社が設定した方針及び手続 当社は、本プラン及び、内国歳入法第423条適格プランについては内国歳入法第423条の要件に従い、本プランの適切な運営のため適切であるとみなした場合、規則、指針、方針、手続、制限、又は調整を、随時、その裁量において設定、解釈、変更、又は終了することができる。かかる規則、指針、方針及び手続には、(a)募集に参加するために必要とされる最低賃金控除額、(b)募集の間の賃金控除率について許可されている変更の頻度又は数に関する制限、(c)米ドル以外の通貨で差し引かれた額に適用される為替レート、(d)募集契約の処理における当社の遅延又は誤り、又は本プランに基づく参加者の選択に影響を与えるその他の事由を調整するために、又は内国歳入法第423条適格プランについては内国歳入法第423条の要件の順守に際して望ましいという理由で参加者が指定した額よりも賃金控除額を多く又は少なくすること、並びに(e)本プランの運営のために株式の公正市場価格が決定される期日及び方法の決定を含むが、これらに限定されない。

本プランの規定の解釈に関する取締役会の決定、並びに本プランの条項に従って取締役会が行った行為又は決定は、参加会社グループ、参加者、及び本プラン又はこれに基づき付与された購入権に利害関係を有する全ての者に対して最終的であり、拘束力を有し、かつ決定的なものであるが、かかる取締役会の行為又は決定が恣意的若しくは衝動的、不正、又は不誠実になされたものである場合は、この限りではない。

3.4 補償 参加会社グループの取締役会構成員、役員、又は従業員として有する補償に関する他の権利に加えて、当社は、取締役会又は当社のために行為する権限が委譲されている参加会社グループの取締役会構成員、役員、又は従業員に対し、かかる者が本プランに基づいて、あるいは本プランに関連した行為若しくは不作為といった理由から、又は本書に基づき付与された権限により当事者となった、あらゆる法的措置、訴訟、又は法的手続に対する防御に関して、若しくはそれらにおける上訴に関して実際かつ必然的に生じた弁護士費用、それらの和解のためにかかる者が支払った金額全て（ただし、かかる和解が当社の選択した外部法律顧問により承認された場合）又は当該法的措置、訴訟、若しくは法的手続における判決の履行のためにかかる者が支払った金額（かかる者が当該法的措置、訴訟、又は法的手続において、重大な過失、背信行為、意図的な職務上の不正行為に対して責任があるという判決を下された事項に関連するものを除く）を含む全ての合理的な費用を補償する。ただし、かかる者は当該法的措置、訴訟、又は法的手続が提起された日から60日以内に、自らの費用負担で、当社に対して書面により、当該法的措置等に対処し、防御を行う旨、また、当該法的措置、訴訟、又は法的手続に関する訴訟及び／又は和解に関して全て統括する旨を申し出なくてはならない。

4. 本プランの対象となる株式

4.1 発行可能な株式の最大数¹ 4.2条に規定されている調整に従って、本プランに基づいて発行され得る株式の総数の上限は、101,709,466株とする。ただし、合計で101,309,466株を超える株式を内国歳入法第423条(b)適格プランに基づき発行することはできない。内国歳入法第423条(b)適格プラン及び内国歳入法第423条(b)非適格プランに基づき利用可能な最大株式総数は、授権されているが未発行の株式、再取得された株式、あるいはこれらの組み合わせでなくてはならない。何らかの理由によりの未行使の購入権が、終了された又は取り消された場合、購入権の未行使の部分に割り当てられていた株式は、本プランに基づいて再度発行することができる。ただし、内国歳入法第423条(b)非適格プランに基づき失効、終了した又は取り消された購入権に割り当てられていた当該株式は、内国歳入法第423条(b)非適格プランの下でのみ再度発行が可能となる。

4.2 資本構成の変更に際しての調整 株式配当、株式分割、株式併合、資本の組入れ、連結、再分類若しくはこれらに類する当社の資本構成の変更、又は合併（当社の登録上の住所を変更するための合併を含む）、資産売却、その他当社が当事者となるあらゆる組織再編の場合には、本プランの対象となる株式のクラス及び数、各購入権並びに各購入価格について適切な調整がなされる。未行使の購入権の対象となる株式と同じクラスの株式の過半数が交換、転換、又はその他の方法により他の会社の株式（「新株」）となった場合には（所有者の変更によるものであるか否かは問わない）、取締役会は一方的に発行済みの購入権を修正し、当該購入権が新株について行使可能である旨を規定できる。かかる修正の際には、発行済みの購入権の対象となる株式数及び当該購入権の購入価格は、取締役会がその裁量において公正かつ衡平な方法により決定する。上記にかかわらず、本4.2条に基づいた調整により生じた端株は、最も近い整数まで切り捨てられ、いかなる場合においても、購入価格が購入権の対象となる株式の1株当たり額面（もしあれば）を下回る金額になることはない。

5. 有資格性

5.1 参加資格を有する従業員 本5条において別段の定めがなされている場合を除いて、従業員は、募集日の時点で、当社又は従業員が募集に参加できる会社として取締役会が指定した参加会社に雇用されている場合に、募集に参加する資格を有する。ただし、適用現地法に基づき別途求めのある場合を除き、従業員が募集日の時点で、(a)参加会社グループに雇用されている時間が週20時間以下である場合、(b)参加会社グループに雇用されている期間が年間で5ヶ月以下である場合、又は(c)参加会社グループにおける30日間の勤務、又は取締役会が要求する最高2年間のその他の勤続期間要件を満たしていない場合、その従業員は募集に参加する資格を有さない。内国歳入法第423条(b)非適格プランへの参加を指定された参加会社の従業員は、取締役会又は委員会により参加者として選定された場合においてのみ、当該プランに参加する資格を有し、かかる選定は取締役会又は委員会の唯一の裁量において行われるものとする。上記の内容に拘らず、当社又は内国歳入法第423条(b)非適格プランへの参加を指定された参加会社のいかなる従業員も、当社の有価証券に関する改正1934年米国証券取引法（以下「米国証券取引法」という）16条の条件に服する当社の役員又は取締役である場合は、内国歳入法第423条(b)非適格プランへの参加資格を有さないものとする。

5.2 特定株主の除外 本プランのいかなる規定にかかわらず、購入権の付与の直後に、内国歳入法第423条(b)(3)に従って定められているように、従業員が当社若しくは親会社又は関連会社の全クラスの株式の総議決権又は合計株価の5%以上を保有することになるか、当該株式数を購入するオプションを保有することになる場合、いずれの従業員も適格従業員としては扱われず、本プランに基づく購入権を付与されることはない。本5.2条においては、かかる従業員の株式所有権の決定に関して、内国歳入法第424条(d)の株式の帰属に関する規則が適用される。

¹ 2017年12月3日、報酬委員会は、本プランに基づき発行可能な上限株式数を30,000,000株増加させるための決議を行った。かかる増加は株主の承認を条件とする。承認されれば、本プランに基づき発行可能な上限株式数は101,709,466株となる。ただし、内国歳入法第423条(b)プランに基づき、101,309,466株を超過する株式は発行することができない。報酬委員会の決議は、現在進行している募集又は定時株主総会前に予定されているいかなる募集にも影響を与えない。

5.3 当社による決定 当社は誠意を持って、その裁量の行使により、個人が従業員若しくは適格従業員となったか、又はそうではなくなったかと共に、当該個人の資格の獲得日又は終了日を、状況に応じて決定する。個人の本プランへの参加に対する有資格性及び本プランに基づくその他の権利（もしあれば）に関する当社の決定については、その決定が恣意的若しくは衝動的、不正又は不誠実になされたものでない限り、たとえ当社又は裁判所若しくは政府機関がその後異なる決定を行ったとしても、当社の決定がなされた時点で全て最終的であり、拘束力を有し、かつ決定的となる。

6. 募集

本プランは、約6ヶ月間又は取締役会が決定するその他の期間（「募集期間」）における継続的な募集により、実施される。募集期間は、取締役会がその単独かつ絶対的な裁量において決定し、かかる募集期間は、異なった期間又は異なった開始日若しくは終了日を設定することができる。ただし、いかなる募集期間も27ヶ月を超えてはならない。

7. 本プランへの参加

7.1 当初の参加 適格従業員は、当社が定める規則及び手続に従い、適切に記入された募集契約を送付することにより、ある募集期間について参加者となることができる。要求された期間内に当社に対してこのような募集契約を送付しなかった適格従業員は、その募集期間については本プランに参加することができない。また、そのような適格従業員は、適切に記入された募集契約を後続の募集期間の募集日か、それより前に当社に送付しない限り、かかる後続の募集期間に参加することができない。

7.2 継続参加 参加者は、参加者が新しい募集期間の募集日に引き続き適格従業員であり、(a)12.1条に従って本プランから脱退しておらず、また、(b)13条に規定されている通り雇用が終結していない限り、参加者が参加している各募集期間の購入日の直後に開始する次の募集期間にも自動的に参加するものとする。後続の募集期間に自動的に参加することのできる参加者は、本条で定められるとおり、引き続き本プランに参加するのに後続の募集期間のための追加の募集契約を送付する必要はない。ただし、参加者が、その時点で有効な募集契約において行った選択の変更を希望する際には、参加者は7.1条に定められている手続に従って、後続の募集期間に対する新規の募集契約を送付することができる。

8. 株式を購入する権利

8.1 購入権の付与

(a) 以下で定められる場合（又は募集日に先立って取締役会が別に定める場合）を除き、各募集期間の募集日に、当該募集期間の各参加者には、12,500ドルを募集日の株式の公正市場価格で割ることにより決定される数の株式を購入するオプションから成る購入権が付与される。本プランに基づいて行われる募集に関して、取締役会又は委員会は、従業員一人がかかる募集に従って購入することのできる株式数の上限と共に、全ての適格従業員がかかる募集に従って購入することのできる株式数の総数の上限を定めることができる。さらに、2度以上の購入日のある募集に関して、取締役会又は委員会は、特定の購入日に、全ての適格従業員がかかる募集に従って購入することのできる株式数の総数の上限を定めることができる。

(b) 募集に基づいて付与された権利の行使に際しての普通株式の購入数の合計が上限を超える場合には、取締役会又は委員会は、購入することのできる普通株式について、均一かつ公平に、比例按分で割り当てなければならない。ある募集日において適格従業員でない者に対しては、いかなる購入権も付与されない。

8.2 購入権の代替 募集に基づく購入権の付与は、他の従業員ストック・パーチェス・プランに基づき付与された既存の購入権を、本プランに基づく購入権によって代替するために行うことができる。ただし、その場合は、かかる代替が内国歳入法第424条(a)（又はその規定に代わるもの）に定められている取引に従うものであり、かかる代替の対象となる購入権の性質が内国歳入法第424条(a)（又はその規定に代わるもの）の要件に適合しており、且つ内国歳入法第423条における内国歳入法第424条(b)適格プランの欠格を生じさせるものではないことを条件とする。本プランの他の規定にかかわらず、上記の既存のものを代替する購入権は、既存の購入権と同じ性質を有するものとし、かかる性質には以下を含むがこれらに限定されない。

(a) 代替の購入権の付与日を決定するにあたり、既存の購入権が付与された日付を、かかる代替の購入権の「募集日」とする。

(b) かかる代替の購入権に関する募集は、その募集日に開始し、購入日に終了するが、既存の購入権の付与にかかる募集の終了（かかる募集の条件に基づくもの）よりも後であってはならない。

8.3 購入権の比例案分調整 取締役会が、6ヶ月間以外の募集期間を設定した場合、8.1条(a)において定められた募集期間の募集日に付与された各購入権の対象となる株式数の制限は、募集期間が6ヶ月である場合の比率と同等となるよう比例配分される。

8.4 暦年購入制限 本条に反する本プランの他の規定にかかわらず、参加者の本プランに基づく株式の購入権と、内国歳入法第423条の要件を満たす参加会社における本プラン以外の全ての従業員ストック・パーチェス・プランに基づく参加者の株式の購入権を合計した場合に、当該購入権が発行される各暦年において、合計した購入権が公正市場価格で25,000ドル（又は該当する場合、内国歳入法によって課される他の制限）を超えることとなる場合は、いかなる時点においても、参加者に対して本プランに基づく株式の購入権が付与されることはない。これに関して、ある募集期間内に購入された株式の公正市場価格は、かかる募集期間の募集日に決定されるものとする。本条において示された制限は、内国歳入法第423条(b)(8)に基づいて適用することのできる規制に従って適用される。

9. 購入価格

ある募集期間における購入価格は、(a)募集期間の募集日における株式の公正市場価格、又は(b)購入日における株式の公正市場価格の、いずれか少額の方の85%とする。もっとも、取締役会は、その単独の裁量において、購入権の全部又は一部の行使により募集期間中に取得し得る各株式の購入価格を設定することができる。ただし、その場合の購入価格は、(a)募集期間の募集日における株式の公正市場価格、又は(b)購入日における株式の公正市場価格の、いずれか少額の方の85%を下回ってはならない。

10. 給与控除による購入価格の積立

購入権の全部又は一部の行使によって取得された株式に対する支払は、購入権が付与された募集期間中に積立てられた、参加者報酬からの給与控除の方法によってのみ行うことができる。給与控除が法律、規則、ないしある地域における規則により許可されていない場合、又は事務手続的に実行可能でない場合には、以下に従って当社が承認するその他の支払方法により、支払うことができる。

10.1 給与控除額 本書において別段の規定がなされている場合を除き、本プランに基づいて募集期間中の各給与支払日に参加者報酬から控除される金額は、参加者の募集契約により決定される。募集契約は、募集期間中の各給与支払日に控除される参加者報酬の割合を最大15%までの整数数の比率に設定することができる。取締役会は、任意の募集日から効力を発するものとして前述の賃金控除の制限を変更することができる。

10.2 給与控除の開始 給与控除は、募集日後の最初の給与支払日より開始し、募集期間終了前の最後の給与支払日まで継続するが、本プランに従い、早期に変更又は終了する場合はこの限りではない。

10.3 給与控除を変更又は中止する選択 募集期間中、募集に関して規定されている範囲において、参加者は、当社に対して当社が指定する様式及び方法で、変更通知日（以下で定義される）以前に変更を認める修正募集契約を当社に送付することにより、報酬からの控除率を減らすか、又は控除を中止することを選択できる。募集期間の最初の給与支払日の後に効力を発するものとして、自らの給与控除を0%まで減らすことを選択した参加者についても、12.1条に規定されるとおり本プランから脱退しない限り、現在の募集期間中は引き続き参加者のままとされる。「変更通知日」とは、当社が設けた手続に従って設定された日である。

10.4 当社による控除金の保有 参加者報酬からの給与控除金は、全て当社の一般資金に預金されなくてはならず、適用のある法により許可される範囲内で、当社のあらゆる企業目的のために利用することができる。本プランに基づく参加者の給与控除にはいかなる利息も発生しないが、適用のある法により別段の要求がある場合はこの限りではない。かかる利息が要求される場合は、いかなる未収利息も購入日に追加の株式を購入するために使用されてはならず、また、かかる未収利息は当該購入日（又は、12.1条に基づく本プランからの参加者の脱退若しくは13条における雇用の終了）の後に、参加者に対して払い戻される。

10.5 控除の自主的中止 参加者は、本プランに充てられ、それまで株式の購入に利用されていない賃金控除を、12.1条の規定に従ってのみ中止することができる。

10.6 内国歳入法第423条(b)非適格プランに基づく拠出 取締役会又は委員会の唯一の裁量において、且つ募集の諸条件において規定されている場合、内国歳入法第423条(b)非適格プランへの参加を指定された参加会社の参加者は、自己の口座に追加の積立をすることができる。ただし、かかる参加者の上記10.1に基づき当該募集中に控除される金額が最大額に達していないことが条件とされる。

11. 株式の購入

11.1 購入権の行使 各購入日に、各参加者の給与控除からの積立金及び本プランにより特に認められている他の追加支払金（利息による増額を含まない）は、本プランの条件及び適用される募集に従い認められている株式の最大数を上限として、当該募集における購入価格での整数数の株式の購入に充てられる。端株は、本プランに基づいて付与される購入権の行使に際して、一切発行されない。ある募集の購入日における株式購入後に残った各参加者の給与控除からの積立金の残高は、もしあれば、その購入日後に、参加者に対して全額払い戻される。

11.2 株式の比例配分 本プランにおいて、ある購入日に全ての参加者が購入することのできる株式の数が、4.1条において規定されている購入可能な株式の数を超える場合、当社は、購入可能な株式を、当社が公平であると判断する実行可能な均一の方法により比例配分しなければならない。このような比例配分の結果生じた端株は、いかなる参加者に対するものであっても無視するものとする。

11.3 株式の交付 当社は、購入日後、できるだけ早く購入日に参加者が購入した株式の交付を手配しなくてはならない。ただし、当社は、参加者のために株式を保持することとなる当社の指定する仲買人に対して、当該株式を交付することができる。本プランに基づいて参加者に交付される株式は、参加者の名義で、あるいは参加者が要求した場合には本プランの事務手続及び運営のために制定された規則に基づき当社が認めるその他の名義で、登録又は口座に保管されなくてはならない。

11.4 源泉徴収 参加者の購入権が全部又は一部行使された場合、又は参加者が本プランに基づいて取得した株式の全部又は一部を処分する場合、参加者は、このような購入権の行使又は株式の処分に際して生じる参加会社グループの連邦、州、地方及び外国の各源泉徴収義務（もしあれば）に応じて、適切な金額を提供しなければならない。参加会社グループは、参加者の報酬から、このような源泉徴収義務の履行に必要な金額を源泉徴収することができるが、これを義務付けられるものではない。

11.5 購入権の満了 購入権は、募集期間中、参加者の給与控除からの積立金又はその他の認められた拠出金により購入された株式の数を超えない限り、該当する募集期間の終了の際に満了する。

11.6 参加者に対する報告及び株主情報の提供 購入権の全部又は一部を行使した参加者は、購入日後、できるだけ早く、その参加者の権利行使前に積立てた給与控除の合計額、購入された株式の数、購入価格、購入日、及び払い戻されるべき購入直後の現金残高を記載した明細（もしあれば）の報告を受領する。本条において要求される報告は、当社が決定する様式及び手段（電子送付を含む）により送付することができる。また、各参加者には、当社の普通株式の株主に対して通常提供される情報と同等の、当社に関する情報を入手する権利が与えられる。

12. 本プランからの脱退

12.1 本プランからの自主的脱退 参加者は、当社が指定する様式の書面による脱退通知に署名し、それを当社が指定する事務所に対して送付し、又は当社が認めるその他の方法で当社に連絡することにより、本プランから脱退することができる。本プランから自主的に脱退した参加者は、その脱退した募集と同一の募集について本プランに再び参加することは禁じられているが、5条及び7.1条の要件を再度満たすことにより、その後の募集に参加することができる。当社は随時、本プランからの脱退通知が、参加者の脱退の効力発生前の合理的な期間において、当社が指定する事務所に保管するよう求めることができる。

12.2 給与控除の返還 12.1条に従った参加者の本プランからの自主的な脱退に際して、株式の購入のために利用されていない参加者の給与控除からの積立金は、脱退後可能な限り早く（かつ10.4条において別段の定めがなされている場合を除き、あらゆる利息の支払を除いて）、参加者に対して払い戻され、参加者の本プランへの参加は終了する。本条に従って払い戻される積立金は、本プランに基づく他の募集に利用されることはない。

13. 雇用の終了

13.1 通則 購入日前に、理由の如何を問わず参加者が参加会社グループの従業員でなくなった際には、参加者の本プランへの参加は直ちに終了するが、2.1条(h)において別に定める場合はこの限りではない。

13.2 給与控除の返還 参加の終了に際して、株式の購入に利用されていない給与控除からの積立金は、可能な限り早く、参加者又は参加者の死亡の際にはその法定代理人に対して返還され、本プランに基づく参加者の全ての権利は終了する。10.4条において別に定める場合を除いて、本13条に従って返還された金額に対する利息は支払われない。このようにその参加が終了した参加者は、5条及び7.1条の要件を満たすことにより、本プランに基づく将来の募集に参加する資格を再び得ることができる。

14. 支配の変更

14.1 定義

(a) 「所有者変更事由」は、当社に関して以下のいずれかの事由が発生した場合に発生したものとみなされる。()当社の株主による単独又は一連の関連する取引における、当社の議決権付株式の50%超の直接又は間接的な売却又は交換、()当社が当事者となる合併又は連結、()取締役会がその単独の裁量において判断した、当社の全て又は実質的に全ての資産の売却、交換又は譲渡、あるいは()当社の清算又は解散。

(b) 「支配の変更」とは、所有者変更事由又は一連の関連する所有者変更事由（これらを総称して「支配変更取引」）を意味し、この支配変更取引は、取引直前に当社の株主だった者が、その取引直後に、取引直前に所有していた当社の議決権付株式に対する所有権と実質的に同じ部分における当社の発行済議決権付株式の議決権の総数のうち、50%超の実質的所有権を直接又は間接的に保持していない場合をいう（なお、この場合の「当社」には、14.1条(a)()に規定する支配変更取引において、当社の資産が譲渡された企業又はその他の事業体（「譲受人」）を意味することもある）。取締役会はその単独の裁量により、当社の議決権付株式の複数の売却又は交換、あるいは複数の所有者変更事由が関連するか否かを判断することができる。もっとも、支配の変更には、参加会社グループの中の企業の議決権付株式がその企業の親会社（内国歳入法第424条(e)において定義されるもの）の株主に分配されるようないかなる支配変更取引も含まれない。当社の株式又は参加会社の株式の引受公募の結果としての所有者の変更は、本条のいかなる点に関しても、支配の変更とはみなされない。

14.2 支配の変更の購入権への影響 支配の変更の場合、存続する企業、買収する企業、又は場合によってはそれらの親会社（「買収会社」）は、本プランにおける当社の権限及び義務を引き継ぐことができる。買収会社が発行済みの購入権に関する当社の権限及び義務の引継を行わないことを決定した際には、その時点で最新の募集期間の購入日は、取締役会が特定する支配の変更の期日以前の日まで早められるが、発行済みの購入権の対象となる株式の数は調整されない。ただし、内国歳入法第423条(b)非適格プランに基づき付与された購入権に関する購入日は、支配の変更を構成する事由が、米国財務省規定セクション1.409A-3() (5)又はこれを承継する規定に定義されるところの、当社の「所有権の変更」若しくは「実効支配の変更」又は当社の「資産の大部分における所有権の変更」としての適格性を有する場合においてのみ、前文の繰上がなされる。支配の変更に関連して買収会社が承継せず、又は支配の変更日時点で行使されなかった全ての購入権は、支配の変更日時点で終了し、行使することはできないものとする。

15. 購入権の譲渡不能性

給与控除からの積立金又は参加者の購入権は、いずれも本プラン、遺言又は相続法により定められる方法以外の方法で譲渡、担保供与その他による処分をすることができない。このような譲渡、担保供与その他の処分の試みは、当社がかかる行為を12.1条において定められる本プランからの脱退の選択として扱う場合を除き、効力を持たない。購入権は参加者の存命中に、参加者のみが行使することができる。

16. 証券法及びその他の適用要件の遵守

本プランに基づく株式の発行は、かかる有価証券に関する全ての適用のある連邦、州及び外国法の要件の遵守を条件とする。購入権は、その行使による株式の発行が、適用のある連邦、州若しくは外国証券法又はその他の法律、又は当該株式が上場することとなる有価証券取引所若しくは市場システムの規制若しくは要件に違反する場合、行使することができない。さらに、いかなる購入権も、(a)1933年米国証券法（その後の改正を含む）に基づく登録届出書が、購入権の行使により発行される株式につきその行使の時点で効力を有さない限り、又は(b)当社の法律顧問の意見において、購入権の行使により発行される株式が、適用のある法の登録要件の免除の条件に従って発行可能であるとされない限り、行使され得ない。当社の法律顧問が本プランに基づく適法な株式の発行及び売却のために必要であると判断した権限（もしあれば）を、当社を管轄する規制機関から得られない場合には、当社は、その発行若しくは売却に必要な権限が取得されていないこと、又はかかる株式を発行又は売却できなかったことに関する責任から免除される。上記に反する内容に拘らず、内国歳入法第423条(b)非適格プランに基づき付与される購入権は、本16条に企図される理由のいずれかにおいて中断、遅延、又は別途繰延がなされる可能性がある。ただし、かかる中断、遅延又は繰延が米国財務省規則セクション1.409A-2(b)(7)、1.409A-1(b)(4)()若しくはこれらを承継する条項によって許容されること又は内国歳入法第409条Aにおいて別途許容されることを条件とする。当社は、参加者に対して、購入権を行使する条件として、必要又は適切な条件を満たすこと、適用のある法又は規制の遵守を証すること、及び当社が要求する表明保証をすることを要求することができる。

17. 外国法域での規則

17.1 外国法の遵守 取締役会は、現地の法及び手続きにおける特定の要件に対応するため、本プランの運営及び管理に関連する規則又は手続きを採択することができる。上記の一般性を制限することなく、取締役会はとりわけ、現地の要件によって変わってくる給与天引きの取扱い、利息の支払い、現地通貨の換算、給与税、源泉徴収手続き及び株券の取り扱いに関する規則及び手続きを採択する権限を有する。

17.2 内国歳入法第423条(b)非適格プランの要素 取締役会はまた、サブプランによって内国歳入法第423条の範疇外となることを目的としている特定の参加会社又は所在地に適用される規則、手続き又はサブプランを採択することができる。かかるサブプランは、本プラン第4.1条を除き、本プランのその他の規定に対して優先性を有し得るが、かかるサブプランの諸条件によって別途優先性を規定していない場合は、本プランの規定がかかるサブプランの運営に適用される。かかるサブプランは、内国歳入法第423条の要件と合致しない場合、内国歳入法第423条(b)非適格プランの一部とみなされるものとし、これに基づき付与される権利は内国歳入法第423条を遵守しているとはみなされないものとする。

18. 株主及び従業員としての権利

参加者は、参加者の購入権の行使によって購入された株式の発行日（当社又は適式に授權されている当社の名義書換代理人の株主名簿への適切な登録により証明される）までは、本プランに参加しているだけでは株主としての権利を有さない。4.2条に定められる場合を除き、このような株式の発行日前の配当基準日における配当、分配、又はその他の権利については、いかなる調整もなされない。本プランにおけるいかなる規定も、参加者に対して参加会社グループにおける雇用を継続する権利を付与するものではなく、また参加会社グループが参加者の雇用を終了させる権限をいかなる形でも妨げるものではない。

19. 死亡時の分配

参加者が死亡した際には、当社は、参加者に与えられるべき株式又は現金を、参加者の法定代理人に対して交付するものとする。

20. 通知

参加者から当社への本プラン又はこれに関連するあらゆる通知その他の連絡は、当社が指定した様式により、かかる通知の受領のために当社が指定した場所において、又はかかる通知の受領のために当社が指定した人物により受領された際に、適式になされたものとみなされる。

21. 本プランの修正又は終了

取締役会は、本プランをいつでも修正又は終了することができるが、(a)本プランにおいて認められている場合を除き、かかる終了が本プランに基づき既に付与されている購入権に影響を与えてはならず、また(b)いかなる修正も本プランに基づき既に付与されている購入権に有害な影響を与えてはならない（本プランにより認められている範囲内におけるもの、又は本プランを内国歳入法第423条に従った従業員ストック・パーチェス・プランとして適格なものとするために必要な場合、若しくは適用のある連邦、州、及び外国の各証券法に基づいて株式の適格性又は登録を得るために必要な場合を除く）。また、かかる修正が本プランに基づいて発行可能な株式の総数の上限を増やすものである場合（4.1条又は4.2条の規定の運用の場合を除く）、又は取締役会により参加会社として指定される企業の定義を変更するものである場合、本プランの修正は、修正の採択から12ヶ月以内に当社の株主により承認されなくてはならない。

22. 内国歳入法第409A条

内国歳入法第423条(b)適格プランは、内国歳入法第409条Aの適用から除外される。内国歳入法第423条(b)非適格プランは、内国歳入法第409条Aを遵守することが意図されており、これに則った方法で運営されるものとし、かかる意図に従って解釈されるものとする。購入権又はその権利確定、支払い、決済又は繰延が内国歳入法第409条Aに則ったものであれば、委員会で別途決定のない限り、内国歳入法第409条A並びにこれに関して発行された最終規則及びその他の指針に則った方法で購入権の付与、支払、行使、決済又は繰延がなされる。内国歳入法第409条Aを充足できない購入権の付与又はその支払い、決済若しくは繰延がなされる原因となる内国歳入法第423条(b)非適格プランの規定は、適時に内国歳入法第409条Aを遵守すべく修正がなされるものとする。かかる修正は、内国歳入法第409条Aに基づき発行された最終規則及び指針に従って、遡及的に行うことができる。前文の内容に拘らず、当社は、内国歳入法第409条Aへの適用免除又は遵守を意図した購入権がかかる免除又は遵守の対象とならない場合、又は委員会が購入権に関してなしたいいかなる行為についても、参加会社又はその他の者に対しいかなる責任も負わない。

第二部 【公開買付けに関する情報】

第１【公開買付けの概要】

該当事項なし。

第２【統合財務情報】

該当事項なし。

第３【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項なし。

第三部 【追完情報】

1. 2019年度外国会社報告書の提出日以後の資本金の増減

年 月 日	資本金増減額 (単位：百万米ドル)	資本金残高 (単位：百万米ドル)
2020年9月27日	該当なし	586
2021年3月28日	(586)	-

2. 有価証券報告書の提出日以後の「事業等のリスク」についての変更

本項における将来に関する事項は届出書提出日現在において判断した事項である。

以下に記載される「リスク要因」及び「市場リスクに関する定量的及び定性的開示」に関する考察は、2021年4月28日に米国証券取引委員会（SEC）に提出されたForm 10-Q（以下「Form 10-Q」又は「四半期報告書」という。）からの抜粋である。「リスク要因」及び「市場リスクに関する定量的及び定性的開示」における「四半期報告書」への参照は、Form 10-Qを意味するものと解釈される。「リスク要因」及び「市場リスクに関する定量的及び定性的開示」における「当社」とは、クアルコム・インコーポレーテッドを意味するものと解釈される。「リスク要因」及び「市場リスクに関する定量的及び定性的開示」において用いられるものの定義されていない用語については、Form 10-Qにおいてかかる用語に与えられる意味にしたがって解釈されるものとする。

リスク要因

当社の事業及び見通しを評価するにあたり、以下の各要因について検討する必要がある。しかしながら、当社が直面しているリスク及び不確実性は、下記のものに限定されない。現時点で当社が認識していない又は重要でないと考え追加的なリスク及び不確実性により、当社の事業運営、経営成績、キャッシュ・フロー及び財政状態に悪影響が及び可能性があり、経営陣の多大な時間及び注意が必要となる可能性もある。その場合、当社の普通株式の売買価格が下落するおそれがある。また、下記のリスク要因における「コロナウィルス（COVID-19）のパンデミックは当社の事業及び経営成績に悪影響を及ぼしており、将来において引続き当社に影響を及ぼす可能性がある。」に記載されているリスク及び不確実性に加え、下記のその他のリスク要因に記載されているリスク及び不確実性の多くは、COVID-19のパンデミック、それに対する政府及び企業による反応並びにそれによる世界的なビジネス及び経済環境のさらなる低下によっても悪化し、世界経済の回復の範囲及び速度により影響を受ける可能性がある。また、当社の事業及びその展望を評価する上で、当社の財務諸表及び関連注記並びに「Management's Discussion and Analysis of Financial Condition and Results of Operations」を含む、Form 10-Qに記載されているその他の情報も検討する必要がある。文中における「及び」、「又は」並びに「及び／又は」は必要に応じてその他の意味を含むものとする。

コロナウィルス（COVID-19）のパンデミックに関するリスク

コロナウィルス（COVID-19）のパンデミックは、当社の事業及び経営成績に悪影響を及ぼしており、将来において引続き当社に影響を及ぼす可能性がある。

COVID-19の急速かつ世界的な広がり及びそれにより引き起こされた恐怖心は、経済の大幅な不確実性、景況感及び消費者の信頼の大幅な低下、とりわけワイヤレス業界における世界的な需要の低下及び景気後退につながる世界経済の減速をもたらした。具体的には、当社の顧客又はライセンサーが販売するスマートフォン及びその他の家庭用機器の需要の減少により、当該機器に組み込まれている当社の集積回路製品の需要が減少し、それに伴い当社の知的財産を活用した当該機器の販売数に依存する当社の知的財産権のライセンスに係るロイヤリティが減少している。しかしながら、当社は現在、将来における経営成績に対する重大な影響を予想していない。

さらに、これまでのところ、COVID-19のパンデミックに起因する当社の製造設備若しくはサプライチェーンに対する重大な影響は見られていないものの、当社のサプライヤーが当社に対する契約を果たす能力又は当社製品を顧客に出荷する能力は、パンデミック及び／又は旅行の禁止及び制限、隔離、一時避難並びに社会的距離に関する命令、緊急事態及び封鎖の宣言など、パンデミックに対する政府の対応により悪影響を受ける可能性がある。

COVID-19の拡大により、当社の従業員の大部分が在宅勤務を行うなど、当社は労働慣行を変更せざるを得なかったものの、当社の事業又は経営成績に対する重大な悪影響には直面していない。しかしながら、将来において、とりわけ当社の相当数の従業員又は重要な機能を果たす特定の従業員がCOVID-19の感染により発病し及び／又は隔離された場合、又は政

府の方針により重要な機能を遂行する従業員の能力が制限された場合、当社は悪影響を受ける可能性がある。例えば当社は、現在COVID-19の感染率が非常に高いインドにおいてオフィス及び大勢の従業員を有している。

COVID-19のパンデミックはまた、顧客からの注文の遅延、減少又は取消し、顧客又はライセンサーによる当社の製品若しくは技術の購入又はそれらに対する支払いの不能、主要サプライヤー、顧客又はライセンサーによる支払いの不履行、顧客又はライセンサーからの報告又は支払いの遅延又は他の相手方による不履行などを通じて、当社の事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性がある。さらに、連邦、州又は外国政府は、将来、法人税率を上げる、雇用者給与税義務を上げる、及び／又はCOVID-19の結果として講じられる刺激策及びその他の措置のために税法の改正を行う可能性がある。

COVID-19のパンデミックが当社の将来の事業、経営成績及び財政状態にどの程度の影響を与えるかは、パンデミックの期間、拡大範囲及び深刻度、ワクチンの利用可能性、採用及び有効性、COVID-19の拡大を緩和し、その問題に対処する政府の対応及びその他の措置並びに通常の業務、経済及び社会活動並びに状況がいつ、どの程度再開されるか等を含むがそれらに限定されない不確実な将来の展開にかかっている。同様に、当社はパンデミックが当社の顧客、ライセンサー、サプライヤー及びその他のパートナー並びにそれらの財政状態にどの程度の影響を与えるかを予測することはできないが、これらの当事者に対する悪影響もまた、当社に悪影響を及ぼす可能性がある。最後に、COVID-19のパンデミックにより、経営陣は、当社の事業の将来の業績を見積もることが困難になっている。

業界ダイナミクス及び競争に関するリスク

当社の収益は、当社の顧客及びライセンサーによるCDMA、OFDMA及び5Gを含むその他の通信技術に基づく製品及びサービスの売上並びにそれらの技術に基づく当社の製品に対する顧客の需要に依存している。

当社は、CDMA、OFDMA及び主にワイヤレスのその他の通信技術を基盤とした技術及び製品の開発、特許取得及び商用化を行っている。当社は、新しい3G/4G及び3G/4G/5Gマルチモード機器並びに3G及び4Gシングルモード機器に対する消費者需要に加え、当該機器の販売価格を確立するため、これらの技術を基盤とし、付加価値機能を有する機器及びサービスを開発する当社の顧客及びライセンサーに依存している。さらに、当社の製品の出荷のタイミングは、顧客及びライセンサーがこれらの技術を基盤とした新機器及びサービスを配備するタイミングにも依存している。また、当社は次第に、新しいタイプの機器並びにとりわけ自動車及びIoTなど、モバイルを超えた業界及びアプリケーションにこれらの技術を組込むワイヤレス・ネットワーク通信事業者、当社の顧客及びライセンサー並びにその他関係者にも依存している。

当社は3G、4G及び現在は5Gを含むワイヤレス技術の移行時においてこれまで成功を収めてきた。5Gネットワーク及び機器の商用導入はすでに始まっており今後も継続される。しかしながら、COVID-19のパンデミックにより、特定の地域におけるかかる導入のタイミング及び規模は遅延されており、今後も遅延される可能性がある。

5G技術の開発、標準化、知的財産の創出及び技術ライセンス取得において当社がリーダーに留まり、当社の事業を長期的に維持し成長させるために5G技術を開発、商用化し、5G集積回路製品の主要サプライヤーになることが重要であると、当社は考える。

以下の場合、当社の収益及び収益の成長は悪影響を受け、当社の事業は損害を受け、またこれらの技術に対する多額の投資が適切な利益を生み出さない可能性がある。例えば、先進地域及び中国などにおけるスマートフォンの普及が成熟期を迎えることによって、高価格帯製品の技術を使用する製品及びサービスを販売する当社の顧客及びライセンサーの収益及び売上並びに平均販売価格が低下する場合。継続する5G標準化に対する努力に含まれる当社の知的財産及び技術的リーダーシップが、3G及び4Gの基準に劣る場合。当社が、モバイルを超えた機器を含むネットワーク及び機器への当社の製品の普及を促進できない場合。顧客のスマートフォン及びその他コンピュータ機器の買替率が低下する場合。

当業界は、急速に技術が進歩する環境において激しい競争に直面している。当社の成功は、かかる変化に当社が適応し、効果的に競争する能力に一部依存している。かかる変化や競争により、当社の製品に対する需要が減少し、又は当社の製品及び技術又は当社の顧客若しくはライセンサーの製品の平均販売価格が低下する可能性がある。

当社の製品及び技術は、激化する競争に直面している。現在の競合会社がその製品提供を拡大し、製品を改良し、又は既存の事業及び顧客を維持する若しくは新規事業や新規顧客を獲得する戦略の一環としてその製品価格を引き下げの場合、また新たな機会が生じる場合、及び新たな競合が業界に参入した場合、競争が激化する可能性がある。ワイヤレス通信における競争は、様々な要因により影響を受けている。その要因とは、特に相手先商標製品の製造会社（以下「OEM」という。）の集中、垂直統合、一定の地域における競争、政府の介入又は国営の産業又は競合他社の支援、進化する業界規格水準の結果として製品の差別化を維持する能力及び技術変化の速度（より微細なジオメトリ処理技術への移行及び常時オン・常時接続の特性に対する需要等）、サプライチェーンにおける供給能力、並びに新しい3G/4G及び3G/4G/5Gマルチモード機器並びに3G及び4Gシングルモード機器に対する販売価格及び消費者需要を上げる付加価値機能などがある。

当社は、ワイヤレス通信の成長機会、海外及び国内の競合会社による世界的展開への傾向並びに技術政策及び公共政策の変更の結果として、新たな競合会社が製品を発売するであろうと予測している。さらに、半導体業界は統合が行われて

おり、それが今後も継続し、その結果、競争状況に重要な変化が生じる可能性がある。例えば、半導体業界における主要な技術及び知的財産のサプライヤーを当社の競合他社が獲得した場合、将来、かかる技術及び知的財産を調達若しくはライセンス供与する又は許容可能な条件で調達若しくはライセンス供与する当社の能力に悪影響を及ぼし、当社の事業及び運営に多岐にわたる影響を及ぼす可能性がある。

当社の将来における成功は、特に以下の当社の能力に依存すると予想される。

- ・ 複数の製品及び機能（モデム、ミリ波を含む高周波フロントエンド（RFFE）、グラフィック及びその他のプロセッサ、カメラ並びに接続性等）にわたる革新的な技術並びに性能の向上と消費電力の低減を促進する小型のジオメトリプロセス技術を備えた当社の集積回路製品を差別化する。
- ・ 全地域並びに機器の全価格帯を効果的に網羅するため、競争力のある原価及び価格での集積回路製品を開発し提供する。
- ・ モバイル業界のリーダーであり続け、最も人気のある機器モデル並びにスマートフォン、タブレット端末、ラップトップ及びその他のモバイルコンピュータ機器などの幅広い領域のモバイル機器における当社の技術及びRFFEを含む集積回路製品の普及を促進する。
- ・ 自動車及びIoTを含むモバイル以外の業界セグメント及びアプリケーションにおいて当社の技術及び製品の普及を増加又は促進する。
- ・ 高価格帯での当社の集積回路製品に対する需要を維持又は加速させる一方で、全ての地域における高価格帯、中間価格帯及び低価格帯の機器に対する当社の製品の普及も増加させる。
- ・ 5G（及び4G）技術の開発、標準化、知的財産の創出及びライセンス取得のリーダーになり、RFFE製品を含む5G（及び4G）集積回路製品を開発、商業化し、サプライヤーのリーダーであり続ける。
- ・ 競合他社と比較して顧客の需要を満たすのに十分な供給能力をサプライチェーンにおいて維持する。
- ・ 買収、ジョイントベンチャー及びその他の取引並びに破壊的技術及び製品により、新たな業界セグメント及びアプリケーションにおいて顧客、ライセンサー、ベンダー、販売会社及びその他の経路との関係を構築することにより、単独価値を生み出し、当社の既存事業の成功に貢献する。
- ・ 当社の事業を成長若しくは維持させる又は戦略的ニーズに対応する潜在的な買収対象会社を特定し、当社にとって許容可能な条件で合意に達し、取引を完了し、これらの新事業、製品及び技術を効果的に統合する。
- ・ 競合会社、新規市場参入企業及びその他の要因が、引き続き業界の展望に影響を与えるため、OEM、ハイレベル・オペレーティング・システム(HLOS)の提供者、通信事業者、クラウド・プロバイダー及び他の業界参入企業に対し、先進的な製品及び技術を提供する。
- ・ マルチオペレーティングシステム及びインフラ・プラットフォームを使用する新機器の効果的な商用化を行う業界参入企業に対し、当該プラットフォームをサポートする集積回路製品の提供を行う優先パートナーになり、優先関係を維持する。
- ・ コンピュータ及びその他の消費者主導セグメントにおいて、より知名度の高い企業と効果的な競争を行うため、引き続きブランド認知度を高め、重要な新興地域及び中国における当社の影響力を強化する。

幅広い範囲の製品ラインにまたがり統合された研究開発、製造、販売及びマーケティング組織を有する多国籍企業から、とりわけモバイル、自動車及びIoT製品を生産する会社を含み、単一のアプリケーション業界セグメント又は標準製品に焦点を当てた企業まで、当社は複数の異なる半導体企業と競争している。これらの企業の大半は、当社の事業又は製品ラインの全部ではないものの一部に関して、当社と競合している。CDMA、OFDMA、Wi-Fi又はそれらの派生技術を基盤とした集積回路を設計する企業は、概して競合会社又は潜在的競合会社である。こうした競合会社（そのうち数社は他の分野での当社の戦略的提携先の）の例としては、ブロードコム、ハイシリコン、メディアテック、エヌビディア、NXPセミコンダクターズ、コーボ、サムスン、スカイワークス、テキサス・インスツルメンツ及びUNISOC（旧スプレッドtrum・コミュニケーションズ）である。これら現在の及び潜在的な競合会社の中には、特に一定の状況下において当社の顧客が当社の競合他社の集積回路製品を利用する、自社で開発した集積回路製品を利用する、又は他社にかかる製品を販売する又は代替技術を活用する動機付け、より低い原価構造又は特に中国において独自製品に対するより低い価格若しくはマージンを受け入れる意欲、外国政府による他の技術、競合会社若しくは当社の集積回路製品を組込めない機器を販売するOEMへの支援、知名度の高いブランド名、製造施設の所有及び管理、並びに製造工程に関するより高度な専門知識、現地の流通業者及び一定の地域（中国等）のOEMとの広範囲にわたる関係隣接したセグメント及びモバイルを超えたアプリケーション（自動車及びIoTなど）における経験、並びに一部の地域においてより確立された地位等、当社よりも優れた点を有する会社もある。

また、当社の最大規模の集積回路顧客の一部は、過去及び現在において自社の機器の一部（又は全部）に当社製品ではなく競合他社の集積回路製品を使用しており、将来も使用する可能性がある。さらに、これらの顧客の一部は、過去及び現在において自社の集積回路製品を開発し、自社の機器の一部（又は全部）に当社の製品ではなくそれらの製品を使用しており、将来も開発及び使用する可能性がある（事実上、それらの顧客は競合他社となる。）。「当社の事業、特に当社

の半導体事業は、顧客の垂直統合（すなわち集積回路製品の自社開発）の結果として損失を被る可能性がある。」を参照のこと。さらに、特に米国及び中国政府による貿易及び／又は国家安全保障政策を含む政治的行為又はその他の行為は、過去及び現在において当社と当社の一定の顧客若しくはサプライヤーとの間の取引を制限又は阻止したことがあり、将来においても制限又は阻止する可能性があり、また、当社の一定の顧客が当社と取引を行うことを制限又は阻止する又はかかる取引をより高額にする可能性がある。これにより、競合他社は、売上増加、規模の経済性、営業利益及び／若しくはキャッシュ・フローの増加並びに／又は重要な技術移転を可能にし、技術開発、研究開発及び製品の商業化への投資を増加させ、優位に立つ可能性がある。「当社の事業の大部分は中国に集中しており、かかる集中のリスクは、米中貿易及び国家安全保障の緊張により悪化している。」を参照のこと。さらに、当社の競合他社の一部は、機器に使用する複数の部品（集積回路製品を含む。）を開発及び販売し、それらの部品をOEMと一緒に販売している。当社の競合他社が複数の部品を販売したことで、当社（及び当社の個別の集積回路製品）は競争において不利な立場となった。また、当社の競合他社の一部は、無線ネットワーク用のインフラ機器を開発及び販売し、その集積回路製品を最適化することで、かかるネットワーク上で当社にできないほどの性能を発揮することが可能であり、それもまた、当社を競争において不利な立場に置く。

あらゆる価格帯の製品における競争は、当社の事業又は顧客の損失をもたらす、その結果当社の事業、収益、経営成績、キャッシュ・フロー及び財政状態が悪影響を受ける可能性がある。かかる競争はまた、当社のチップセット製品又は当社の顧客及びライセンシーの製品の平均販売価格を引き下げる可能性がある。この傾向は、競合他社がより低い原価構造又は独自製品に対するより低い価格及びより低いマージン若しくはマージンを受け入れる意欲及び能力を有する新興地域及び中国で顕著である。当社のチップセット製品の平均販売価格の低下は、それに対応する販売数の増加がない限り、当社の売上高に悪影響を与え、またそれに対応する平均単価の下落がない限り、当社の粗利益に悪影響を与えるであろう。それに加え、販売数の増加によって相殺されない限り、当社のライセンシーの製品の平均販売価格が低下し、その結果、通常当社に支払われるロイヤルティ合計額が減少し、当社のライセンス収益が悪影響を受ける可能性がある。

当社の事業経営に関するリスク

当社は、とりわけ少数の顧客及びライセンシーによる高価格帯機器の販売から売上高の大部分を得ている。これらの顧客若しくはライセンシーから稼得される売上高が減少した場合、又は当該売上高の計上時期が変動する場合、当社の事業及び経営成績は悪影響を受ける可能性がある。

当社は、とりわけ少数の顧客及びライセンシーによる高価格帯機器の販売からその売上高の大部分を得ており、当社は、予測可能な将来において、この傾向が続くと予想している。当業界においては、この傾向に寄与している数社（特に高価格帯において）の間で機器のシェアの集中度が増しており、今後もそれが継続する可能性がある。中国のOEMは、中国における自身の機器のシェアを引続き拡大しており、中国外の地域におけるシェアも拡大している。当社の収益の大きな部分はこれらのOEMのうちの少数から得ているものでもある。Form 10-Q中の「Notes to Condensed Consolidated Financial Statements」の「Note 2. 「Composition of Certain Financial Statement Items - Concentrations」を参照のこと。

加えて、集積回路の当社の複数の最大顧客は、自社の特定の機器に利用する目的でこれまでに及び現在も自社で集積回路製品を開発しており、将来においても開発する可能性があり、当社の集積回路製品ではなく自社の製品をその機器の一部（又は全部）に利用する、又は当社の競合相手の集積回路製品を選択する可能性があり、これにより当社がこれらの顧客より得る収益は著しく減少する可能性がある。「当社の事業、特に当社の半導体事業は、顧客の垂直統合（すなわち集積回路製品の自社開発）の結果として損失を被る可能性がある。」を参照のこと。

さらに、特に米国及び中国政府による貿易及び／若しくは国家安全保障政策又はその他の行為を含む政治的行為は、これまで及び現在において当社が一部の顧客と取引を行うことを制限し又は妨げており、将来においても制限し又は妨げる可能性があり、また、それらの顧客が当社と取引を行うことを制限し、妨げ、抑圧し、又はかかる取引をより高額にする可能性があり、そのいずれもが、当社がそれらの顧客から得る収益を著しく減少させる可能性がある。「当社の事業の大部分は中国で行われており、かかる集中のリスクは、米中貿易及び国家安全保障の緊張により深刻化している」を参照のこと。

さらに、当社は、主要な顧客からのフィードバック及び／又は要求される仕様を理解し、かかるインプットを製品の発売及び技術に組込むために、多大なエンジニアリング及び開発時間、資金及び資源を費やしている。このような努力は、かかる顧客からの購入契約を必要としない若しくはそれらに結びつかない、又はかかる顧客からの購入契約は予想に達しない可能性があり、その結果、当社は、これらの努力から予想される売上高を達成できない可能性があり、さもなければこれらの努力は、回復不可能な費用をもたらす可能性がある。

当社の重要な顧客のいずれかを喪失し、当該顧客による当社製品の購入が減少し、又は当該顧客からの大量注文が取り消された場合、当該顧客が自社の集積回路製品を利用する又は当社の競合他社の集積回路製品を利用するか、政府による制限、COVID-19のパンデミック又はその他によるかに関わらず、当社の売上高は低下し、予想した経営成績を達成又は維

持する当社の能力が損なわれるであろう。また一時的であっても、大量注文が延期された場合、延期した期間の当社の売上高が減少する。かかる収益の減少はまた、研究開発などその他の目的に使用可能な当社の現金資源にも影響を及ぼす。

さらに、機器のシェアが数社に集中し、当該企業の購買力も集中することで、当社の製品価格が下落し、販売数が十分に増加しなかった場合、当社の売上高及び粗利益は悪影響を受ける可能性がある。それに加え、当社が全く管理できない当該顧客の新製品又は次世代製品の導入時期により、当社の重要な顧客による購入の時期及び規模が影響を受ける可能性があり、その導入時期及び導入の成功が、当社の収益及び経営成績を変動させる場合がある。

アップルは、当社の統合アプリケーション・プロセッサ技術を含まず、当社の統合モデム及びアプリケーション・プロセッサ製品よりも収益及び利幅が低い当社のモバイルデータ・モデム(又は薄型モデム)製品を購入している。さらに、アップルが、当社の統合モデム及びアプリケーション・プロセッサ製品を購入する顧客から、機器のシェアを獲得する場合、当社の収益及び利幅は悪影響を受ける可能性がある。

当社の業界はまた、とりわけ以下の原因により、高価格帯機器の成長の減速に直面しており、これからも直面していくものと当社は予想している。それらの原因とは、高価格帯スマートフォンが一般的である先進地域における買替サイクルの長期化、高価格帯スマートフォンが一般的ではなく、買替サイクルが先進地域よりも平均的に長く、継続的に長期化している新興地域における顧客需要の増加、並びに新製品の発表及び革新サイクルにより加速される高価格帯スマートフォン業界の成熟などである。

高価格帯機器の売上の減少、低価格帯の集積回路製品に比べ収益及び利幅の貢献が高い当社の高価格帯集積回路製品の売上の減少又は当社の高価格帯製品を使用するOEMの移行により、当社の収益及び利幅は減少し、結果として、当社が期待する財務結果を達成又は維持する能力が損なわれるだろう。かかる収益の減少はまた、研究開発などその他の目的に使用可能な当社の現金資源にも影響を及ぼす。

当社は300社超のライセンシーを有しているものの、当社は限られた数のライセンシーからライセンス収益の大部分を得ており、それらには中国のOEMが含まれている。当社にとって重要な1社以上のライセンシーが、報告義務及び支払義務を満たすことができない場合、又は当社が1件以上のそれらのライセンス契約を、既存の契約と同等の条件で更新も修正もできない場合、当社の売上高、経営成績及びキャッシュ・フローは、悪影響を受けるであろう。さらに、当社の中核となるライセンス事業の将来における成長及び成功は、顧客受容性を獲得し維持する大量の製品を開発、導入及び納入する当社のライセンシーの能力に一部依存する。当社は、ライセンシーの製品開発、販売活動又は価格設定について支配権を有しておらず、ライセンシーが成功しない場合もある。当社のライセンシーの製品の売上高又は当社のライセンシーが販売するワイヤレス機器の平均販売価格が下落し、当該機器の販売数が十分増加しない場合、概して当社の売上高は悪影響を受けるであろう。かかる悪影響は、スマートフォン、タブレット、ラップトップ及びスマートウォッチなど当社のライセンシーの完全ワイヤレス機器の一定のカテゴリーに適用される1ユニット当たりのロイヤリティ上限により和らぐ可能性がある。

当社の事業、特に当社の半導体事業は、顧客の垂直統合（すなわち集積回路製品の自社開発）の結果として損失を被る可能性がある。

当社の特定の集積回路の最大顧客（例えばサムスン）は、これまで及び現在において自社で集積回路を開発し、自社の一部の機器に利用しており、将来においても、自社の機器の一部（又は全部）に当社の集積回路製品ではなく自社の製品を利用する（及びこれまで当社と競合する第三者に対し、自社の集積回路製品を個別に又はその他の自社製品と一緒に販売し、今後も引き続き販売する）可能性がある。

アップルは、自社の複数の機器において当社製品ではなく当社の競合他社のうち1社のモデム製品を利用しており、以前発表された複数の機器においては当社の競合他社の1社の製品のみを用いている。2019年4月、当社はアップルとの間に複数年にわたるチップセットの供給契約を新たに締結し、アップルは、2020年度第3四半期においてかかる契約に基づきモデムの出荷を開始した。2019年12月、アップルはインテルのモデム資産を取得し、かかる資産を活用し自社のモデム製品を開発している。したがって、アップルは、当社製品ではなく、自社のモデム製品を将来の機器の一部（又はすべて）において使用することが予想される。

同様に、当社は中国のOEMから収益の大部分の部分を得ている。当社の中国の顧客の一部は、中国政府からの圧力又は中国政府の政策(2025年までに半導体自給率70%を目指すメイド・イン・チャイナ2025キャンペーン)、米国又は中国政府の貿易保護若しくは国家安全保障政策を含む実際の若しくは潜在的な措置又はその脅威の結果として当社の集積回路製品へのアクセスを失うことへの懸念などを理由に、これまでに自社製品を開発し、将来においても自社製品を開発し、当社の集積回路製品ではなく自社の集積回路製品を自社の機器に使用していく可能性がある。

当社の最大の顧客及び/又は最大のスマートフォンOEMの一部又は全部が、当社の製品ではなく、自社の集積回路/モデム製品を自社の機器の一部（又は全部）で利用する場合、当社の事業、収益、経営成績、キャッシュ・フロー及び財政状態は重大な悪影響を受ける可能性がある。「当社は、とりわけ少数の顧客及びライセンシーによる高価格帯機器の販売から売上高の大部分を得ており、それらにはわずかな中国のOEMが含まれており、その数は増加している。これらの顧客若しくはライセンシーから稼得される売上高が減少した場合、又は当該売上高の計上時期が変動する場合、当社の事業及び経営成績は悪影響を受ける可能性がある。」を参照のこと。

当社の事業の大部分は中国に集中しており、かかる集中のリスクは、米中貿易及び国家安全保障の緊張により悪化している。

当社は、中国のOEM及び自社の機器に当社の集積回路製品を使用し、世界最大のスマートフォンユーザー数を誇る中国に対し販売する中国以外のOEMから、収益の大部分を得ている。当社はまた、中国のサプライヤーから特定の重要な集積回路製品を調達している。

当社の中国の集積回路顧客の一部は、中国政府からの圧力若しくは報奨又は中国政府の政策(メイド・イン・チャイナ2025キャンペーンを含む。)、米国又は中国政府の貿易保護若しくは国家安全保障政策を含む実際の若しくは潜在的な措置又はその脅威の結果として当社の集積回路製品へのアクセスを失うことへの懸念又はその他を理由に、これまでに自社製品を開発しており、他の顧客も将来において自社製品を開発し、当社の製品ではなく自社又は当社の競合他社の集積回路製品を自社の機器に使用していく可能性がある。

関税、禁止令又は規制対象の業体リストへの企業の認定などを含む米国及び中国政府の貿易保護及び国家安全保障政策を含む政治的行為は、これまでに及び現在も、当社が中国の特定の顧客と取引を行うことを制限し又は妨げており、将来においても制限し又は妨げる可能性があり、また、中国の特定の顧客が当社と取引を行うことを制限し、または妨げ、抑圧し、又はかかる取引をより高額にする可能性がある。当社の収益が中国に集中していることを踏まえ、仮に当社が、米国又は中国政府による実際の若しくは潜在的な措置若しくは行為又はそれらの脅威を理由に、中国のOEMに対する当社の集積回路製品の販売をさらに制限され又は禁止された場合、当社の中国以外のOEM顧客が当社の集積回路製品を組み込んだ機器の中国に対する販売を制限又は禁止された場合、中国のOEMが、自社の機器の一部（又はすべて）に、当社の集積回路製品ではなく自社で開発した集積回路製品を使用する又は当社の競合他社の集積回路製品を使用する場合、当社の集積回路製品又は当社の集積回路製品を組み込んだ機器に対する中国の関税が、中国のOEM又は中国の顧客によるかかる製品の購入をより高額にする場合、又は当社の中国のライセンサーが当社に支払うべきライセンス料の支払いを遅延若しくは停止した場合、当社の事業、収益、経営成績、キャッシュ・フロー及び財政状態は、重大な損害を受ける可能性がある。同様に、米国又は中国政府による措置若しくは政策により、当社が中国のサプライヤーから重要な集積回路製品を入手することを制限若しくは禁止された場合、当社の事業、収益、経営成績、キャッシュ・フロー及び財政状態は重大な悪影響を受ける可能性がある。

最後に、国内から流出する可能性のある資金の金額及び時期を制限する中国政府の方針は、中国の当社の顧客及びライセンサーからの支払いを受領する時期及び／又はかかる支払いを受領する能力に影響を与える可能性があり、当社のキャッシュ・フローに悪影響を与える可能性がある。

当社のライセンス事業に関するリスク

一部のOEMは、当社の知的財産の使用に対する公正かつ合理的なロイヤルティの支払いを避ける行為を行っており、それによって、多大な経営管理の時間及び財務資源への投資を要し、その結果、政府、裁判所、規制当局若しくは政府機関、標準開発機関（以下「SDO」という。）又はその他の業界団体による法的判断又は訴訟が生じることで、当社の事業が損害を受ける可能性がある。

当社の知的財産の使用について、当社に対してロイヤルティを支払う必要性を交渉、再交渉、低減及び／又は排除しようと種々の戦略を開始する企業がある。これらの戦略には、()かかる企業が保有する特許の侵害行為、特許の乱用、特許権の消耗、特許の無効、特許やライセンスの行使不能又は当社が「公正、合理的かつ非差別的な」(fair, reasonable and non-discriminatory、以下「FRAND」という。)条件において許諾しないという主張又は一部の形態の不当競争若しくは競争法違反を主張する訴訟、()当社との契約につき、当社の解釈（及び／又は字義）に相反する立場、()政府当局への異議申立、()ワイヤレス通信事業者、標準化団体、その他立場を同じくする企業及び公式か非公式を問わない機関との協力を含む、利益の制限によって知的財産の革新へ影響を与え得る知的財産に関する方針及び慣行を採用するための共同訴訟、()ロイヤルティ率又はロイヤルティ算出の基準の引下げを求め、ある種の強制的ライセンス供与を求め、特許保有者の権利執行能力又はかかる権利に対し公正な収益を取得する能力を弱めることを目的とした、政府規制当局と選出議員へのロビー活動、並びに()ロイヤルティ支払義務をサプライヤーに転嫁し、ロイヤルティ算出の基準となる卸売業者（すなわちライセンサー）の販売価格を引き下げるためのライセンサーの試みが含まれている。

加えて、一部のライセンサーは、ライセンス契約に基づき、当社に対し支払義務のあるロイヤルティについて、異議を唱え、過小に報告し、十分に支払いをしない、報告をしない、若しくは全く支払いをしない、又は契約義務に反した方法によって当社に対する報告を行っており、当社の知的財産の使用について、当社とライセンス契約を締結若しくは更新していない又は締結若しくは更新を延期している企業も存在し、それらに加えてその他のライセンサー及び企業も、将来においてそのような状態になる可能性がある。1以上のライセンサーが異議を唱え、過小に報告し、十分な支払いを行わず、全く報告をせず、当社に支払うべきロイヤルティを全く支払わない場合、その他のライセンサーによる同様の行動を

促す又は既存のライセンス契約を更新しない可能性があり、その他のライセンシー若しくは無認可の会社が新たなライセンス契約の締結を延期するまたは全く締結しなくなる可能性がある。さらに、かかるライセンシー及び企業がその機器のシェアを増大させる場合、過少に報告したこと、十分に支払いをしないこと、全く支払いをしないこと又は全く報告していないことで、当社の収益、事業は悪影響を受け、経営成績、キャッシュ・フロー及び財政状態は悪化するであろう。

過去及び現在において、当社は、様々な訴訟、政府による調査及び法的手続きの対象となっている。これらのうち一部の事項は、Form 10-Q中の「Notes to Condensed Consolidated Financial Statements」の「Note 5. Commitments and Contingencies」に記載されている。当社は将来、他の訴訟又は政府による調査若しくは法的手続きの対象になる可能性がある。さらに、当社の一定の直接及び間接顧客並びにライセンシーは、当社の事業に関連し、当社に対し訴訟を提起した又は仲裁を要求したことがあり、将来においても当社に対し訴訟を提起する又は仲裁を要求する可能性がある。これらの事項についての1以上の不利な決定はこれまで当社の事業、収益、経営成績、キャッシュ・フロー及び財政状態に重大な悪影響を及ぼし、また将来において及ぼす可能性がある。下記「政府調査又は当社の特許ライセンス供与慣行に対する個人的な法的手続き若しくはその他の理由に関わらず、当社の特許ライセンス供与慣行の変更は、当社の事業及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性がある。」及び「当社の事業は、政府の調査又は手続きにおける否定的な判決の悪影響を受ける可能性がある。」を参照のこと。

加えて、当社のSDOへの参加に関連して、他の特許所有者と同様に、かかる契約に定められる標準規格に準拠した製品により侵害される可能性のある当社の特許（標準必須特許と呼ばれる。）をライセンス供与するため、通常SDOに対しての契約上の誓約を行っている。標準規格に準拠した製品の製造業者及び利用者の中には、これらのFRAND条項の誓約について、当社の標準必須特許ポートフォリオのライセンス供与に対して当社が徴収するロイヤルティ額を制限するような解釈等、当社のライセンス事業に不利になる解釈を行う者もいる。

さらに、標準必須特許の価値を著しく低下させる目的のために、現行の知的財産の方針について、SDOその他の業界団体による大幅な変更を提案している第三者がある。例えば、そのうちの数社は、全加盟企業が所有する全ての標準必須特許の使用に対する総合知的財産ロイヤルティ料率の上限額を、該当の標準規格を実装する製品の販売価格に適用するよう求める提案を行っている。また当該企業は、総合ロイヤルティ料率の上限額は、当該企業が所有する必須特許数に基づき、各加盟企業に割り当てられるべきであるとの提案も行っている。その他の企業は、標準必須特許の侵害について、差止命令を救済措置として利用できないようにすべきであり、特許侵害については、裁判所からの損害裁定その他の救済措置を厳しく制限する提案（ロイヤルティ料率が適用される基準の大幅な制限によるもの等）を行っている。これらの戦略の多くは、業界標準規格に不可欠な特許のライセンス供与に関するSDOによる方針の解釈、並びに当社（又は他社）によるこれらの方針の不遵守の疑いに基づくとされている。

SDO、裁判所及び政府機関の中には、当社の利益に反する方法（当社が当事者でない訴訟を含む。）により、これらの解釈又は提案の一部又は全てを採用しているところもあり、将来採用する可能性もある。さらに、特定の国のSDOは、広く受け入れられている標準規格を修正しようと試み、その結果である標準規格を自らのものとして主張する可能性がある。

当社は、将来において当該提案、解釈及び戦略が継続すると予想している。それが成功した場合、当社の標準必須特許ポートフォリオの全て又は一部に係るロイヤルティについて、それを徴収する当社の能力を制限若しくは排除することにより（又は当社が徴収するロイヤルティを引下げることにより）、新技術について当社の投資収益率を制限することにより、当社の標準必須特許の侵害者に対する差止命令を求める当社の能力を制限することにより、将来の標準規格への採用を求めて当社の技術を申請するにあたり、ライセンス供与に関する誓約を行う当社の能力を制限することにより（その結果、当社の技術は当該標準規格に含まれる可能性が低くなる。）、又はSDOその他の業界団体以外で、当社の新技術を促進せざるを得なくすることにより、当社のビジネスモデルは損なわれ、当社の収益、経営成績及びキャッシュ・フローが悪影響を受けるおそれがある。加えて、当社の立場の主張又は防御に関連した訴訟費用及びその他の費用は膨大であり、今後も多額となる。当社は、当該異議申立ては、その実体に関係なく、予測可能な将来においても継続し、多大な経営管理の時間及び資金を費やすことが求められると予測している。

政府調査又は当社の特許ライセンス供与慣行に対する個人的な法的手続き若しくはその他の理由に関わらず、当社の特許ライセンス供与慣行の変更は、当社の事業及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性がある。

「当社の事業は、政府の調査又は手続きにおける否定的な判決の悪影響を受ける可能性がある。」に記載のとおり、当社は過去及び現在において、特許ライセンス供与及びチップセット販売慣行に異議を申し立てる様々な政府による調査及び手続き並びに個人的な法的手続きの対象となっている。これらの事項の一部は、Form 10-Q中の「Notes to Condensed Consolidated Financial Statements」の「Note 5. Commitments and Contingencies」にさらなる詳細が記されている。当社は、これらの調査及び法的手続きの一定の意図のひとつは、ライセンシーが当社の知的財産を使用するために支払うべきロイヤルティの金額を引き下げることであると考え。当社は将来、他の訴訟又は政府による調査若しくは法的手続きの対象になる可能性がある。

当社が特許ライセンス契約におけるロイヤルティ料率を引下げなければならない場合、ロイヤルティが支払われる機器の販売量が十分に増加しない限り、当社の収益、利益及びキャッシュ・フローはマイナスの影響を受ける。同様に、当社がロイヤルティが計算される基準値を引下げなければならない場合、ロイヤルティが支払われる機器の販売量が十分に増加しない、又はかかる低いロイヤルティ基準値による収益の減少を相殺するために、当社がロイヤルティ料率を引き上げることができない限り、当社の収益、経営成績及びキャッシュ・フローはマイナスの影響を受ける（ロイヤルティのドル建て絶対額が関連する上限を下回るものと仮定する。）。

当社がチップセット製造業者に特許ライセンスを供与しなければならない場合（それにより、より複雑かつ何層かによるライセンス構造を実施し、特許ポートフォリオの一部をチップセット製造業者に供与し、その他の部分をOEMに供与することになる。）、当社に多額の追加的移行費用が発生する可能性があり、ライセンス交渉が完了するまで収益認識が遅延する可能性がある。さらに、当社がかかる多層ライセンス構造に基づき結果的に同等の収益を得ることができない場合、当社のライセンス収益及び利益は悪影響を受ける。

当社が、当社の特許に対するライセンスを持たないOEMにチップセットを販売することを余儀なくされた場合、当社のライセンス・プログラムは、かかるライセンスを持たないOEMによって提起された特許消尽に関する申立て（すなわち、当社がかかるOEMにチップセットを販売することで、チップセットから実質的に具体化されるいかなる特許もかかるOEMに対して主張することを妨げられることを意味する。）によって悪影響を受ける可能性がある。かかる販売は、当社がそれらの特許のライセンス収入獲得のために特許を主張した場合に、OEMに弁護を提供する可能性がある。これにより、当社のライセンス・プログラム並びに当社の事業、キャッシュ・フロー及び財政状態に重大な悪影響が及び可能性がある。

当社が既存のライセンス契約を修正する若しくは条件について再交渉すること又はその他の商業契約を追求すること等によりこれらの新たなライセンス供与及び／又は事業慣行を実施しなければならない範囲で、当社は多額の追加的移行費用が発生する可能性があり、ライセンス交渉が完了するまで収益認識が遅延する可能性があり、当社の事業、収益、経営成績、キャッシュ・フロー及び財政状態が損害を受ける可能性がある。ライセンス供与慣行にかかる変化の影響は法域により異なり、特定の顧客及び地理的範囲により幅広く異なる可能性がある。さらに、当社がひとつの法域におけるライセンス供与慣行を修正しなければならない場合、その他法域におけるライセンシー又は政府機関はそれらに対する同様の措置を（適用ある場合）その他法域においても獲得しようと試みる可能性がある。

当社のライセンス供与とプログラムの継続的な及び将来における成功は、当社の特許ポートフォリオの継続的な発展及び満了となる現行のライセンス契約の更新若しくは再交渉又は将来における追加的な特許権の包含を必要とする。

当社は、3G、4G、5G及びその他の技術に関連して、交付済み及び申請中の特許から成る非常に強力な特許ポートフォリオを所有している。当社が、特に5Gにおける特許ポートフォリオを継続して進化させることはとても重要である。当社が現行の及び将来の標準、製品及びサービスに適用される強固なポートフォリオを維持しない場合、当社の将来におけるライセンス収益は、悪影響を受けるおそれがある。

さらに、多くのライセンス契約に基づき、当社に対して、また当社により付与されたライセンスには、一定の日より前に申請又は交付されたいずれかの特許のみが含まれている。その結果、後の特許が当社によって若しくは当社に対して許諾されない契約を、一部のライセンシーと締結している。さらに、当社のライセンス収益の大部分を構成する現在有効な特許ライセンス契約は、特定期間有効である。一定期間の満了日後にかかる後の特許を許諾若しくは取得するために、及び一定期間の満了日後にロイヤルティを受領するために、当社は、従来よりも頻繁にかかるライセンス契約を延長又は修正する又は新たなライセンス契約を締結しなければならない可能性がある。当社は、当該ライセンシーとのライセンス契約の重大な条件に悪影響を与えることなく、将来において、ライセンス契約を延長若しくは修正できない又は新規ライセンス契約を締結することができないかもしれず、当該修正又は新規契約が、当社の収益に悪影響を与える可能性がある。一定の状況下において、当社は、仲裁若しくは訴訟の結果、ライセンス契約を延長、修正又は新たなライセンス契約を締結する可能性があり、仲裁若しくは訴訟により課される条件は、既存の条件よりも好ましくない可能性があり、訴訟若しくは仲裁の対象ではないライセンス契約の財務上の若しくはその他の条件に影響を与える可能性がある。ライセンシーとのライセンス契約の延長、修正又は新規契約の締結が遅延した場合、ライセンシーの製品の売上高に関連する当社の収益認識が遅れることとなる。さらに、当社が当該修正又は新規契約について合意に達することができない場合、当該ライセンシーとの特許侵害訴訟に発展する可能性がある。

規制及び訴訟に関するリスク

当社の事業は、政府の調査又は手続きにおける否定的な判決の悪影響を受ける可能性がある。

過去及び現在において、当社は、様々な政府による調査及び手続きの対象となっている。これらのうち一定の事項は、Form 10-Q 中の「Notes to Condensed Consolidated Financial Statements」の「Note 5. Commitments and Contingencies」に詳細が記される。これらにおける主要な申立て又は調査結果には、とりわけ、当社がチップセット製

造業者に対するライセンス供与を拒否することがFRAND特許誓約に違反すること、当社のロイヤルティ料率が高すぎることで、当社のロイヤルティが計算される基準値が、適用ある機器の卸売価格（すなわちライセンシーの販売価格）から認められる範囲の一定金額を差し引いたものよりも低くすべきであること、当社がセルラー・モデム・チップセットを販売する前に、顧客に違法に特許ライセンスを締結することを要求したこと、チップセット顧客との間に競争を排除する独占契約を締結したこと、当社はRFFE空間におけるベースバンド・チップセットに関する当社の地位を活用していること、並びに当社が非競争的行為及び不公正な競争方法に関与し独占禁止法に違反したことが含まれる。当社は将来、他の訴訟又は政府による調査若しくは法的手続きの対象になる可能性がある。

1以上のこれらの事項に関する不利な決定は、これまで当社の事業、経営成績、キャッシュ・フロー及び財政状態に重大な悪影響を及ぼし、将来においても及ぼす可能性がある。法的事項によって、不利な決定から生じる様々な救済措置には、特に当社の1以上の特許権を行使する能力の喪失、差止命令、金銭的損害賠償若しくは罰金又はその他の金銭支払命令、業務を中止する又は当社のロイヤルティ料率の引下げ、ロイヤルティが計算される基準値の引下げ、チップセット製造業者に対する特許ライセンスの付与、ライセンスを有さないOEMに対するチップセットの販売又は既存のライセンス契約の一部若しくは全ての修正若しくは再交渉を余儀なくするなどの当社の事業慣行を改善する命令の発行並びに当社のライセンス契約の一部若しくは全てが無効若しくは法的拘束力がないとの決定が含まれる。当社のライセンス契約の一部又は全てが無効若しくは法的拘束力がないと決定された、及び/又は当社がそれらのライセンス契約について再交渉を余儀なくされた場合、当社は、新たなライセンス契約を締結しない限り、影響を受けたライセンス契約に基づくライセンス又はロイヤルティ収益の一部若しくは全てを受領できなくなる又は認識できなくなる可能性があり、ライセンス契約に影響を受けないライセンシーも、それらの契約に関する再交渉を要求する、又はそれらの契約における紛争解決条項を行使する可能性があり、当社はかかる契約に基づくライセンス若しくはロイヤルティ収益の一部若しくは全てを認識できなくなる可能性がある。ライセンス契約の再交渉は、既存の条件よりも当社にとって好ましくない条件を伴う、又はライセンス条件を解決するための仲裁若しくは訴訟につながる可能性があり、それによってもかかる契約の条件が既存の契約条件よりも当社にとって好ましくなくなる可能性があり、かかる仲裁又は訴訟は数か月又は数年に及び可能性もある。かかる再交渉、仲裁又は裁判の結果が未決の間、ライセンシーは当社に対してロイヤルティの過小な報告を行い、十分な支払いを行わず、又は全く報告をしない若しくは全く支払いを行わない可能性がある。さらに、当社は、米国独占禁止法に基づく三倍額損害賠償訴訟を含み、過去に当社に対して支払われたロイヤルティの過払いについて訴訟を受ける又は疑惑を持たれる可能性がある。上記のいずれかが発生した場合、当社の事業、収益、経営成績、キャッシュ・フロー及び財政状態は重大な悪影響を受ける可能性があり、当社の株価はことによっては大幅に下落し、それにより当社は多額の費用及び研究開発を含む現金の使用の削減を余儀なくされ、5Gなどの次世代技術に対する製品及び技術リーダーシップを維持する能力が著しく損なわれる可能性がある。さらに、上記の状況の範囲及び深刻度によって、当社は資本還元プログラムを削減、停止又は廃止しなければならない可能性があり、当社が負債を適時に返済する能力が影響を受ける可能性がある。さらに、特定の国又は地域の政府機関は、かかる国又は地域の境を越えて効力を有する救済措置を課すことを主張し、それに成功する可能性がある。

これらの課題により、当社は経営管理に多大な時間と注意を費やすことを余儀なくされ、将来においても費やさなければならない可能性があり、それぞれの事象が解決するまで多額の法務費用が発生してきており、今後も発生するものと当社は予想する。

供給及び製造に関するリスク

ファブレス生産モデルにより製造された製品の調達、製造及び試験について、当社は限られた数の第三者サプライヤーに依存している。当社が、供給保証、技術リーダーシップ及び合理的な利益率を提供する供給戦略を実行できない場合、当社の経営成績及び事業が損害を受ける可能性がある。また当社は、注文及び出荷についても不確実性に直面しており、当社の経営成績に悪影響を与えるおそれがある。

当社は主にファブレス生産モデルを活用している。すなわち、当社では、集積回路の原料となるシリコンウエハー製造のためのファウンドリを所有しておらず、運営もしていない。当社が所有する、当社の一定のRFFEモジュール及びRF（ラジオ周波数）フィルター製品を製造する施設を除き、当社は集積回路の製造、組み立て及び試験の大部分についてその実施を第三者サプライヤーに依存している。当社のサプライヤーはまた、当社の集積回路の生産に使用される原材料の調達に対しても責任を有する。かかる第三者サプライヤーの数は限られており、優れたテクノロジー・ノードにおける製造が可能な業者はさらに限られる。当社は、集積回路を購入するために、ターンキー・ビジネスモデル及び2段階製造モデルの両方を採用している。ターンキー・ビジネスモデルは、当社のファウンドリサプライヤーが、組立て及び試験が完了した集積回路を提供する場合に用いられる。2段階製造モデルでは、半導体製造ファウンドリからダイ単体又はウエハーを購入し、ウエハーパンプ、検査、組立て及び大半の最終試験要件等の製造サービスについて、個別の第三者製造業者と契約を締結する。顧客の注文を処理するため完成品を保管する主要な倉庫がアジアにあることから、当社の製品を供給する半導体製造ファウンドリは主にアジアに所在する。

以下の場合、顧客需要を満たす当社の能力、並びに当社の売上高、事業運営、収益性及びキャッシュ・フローが悪影響を受ける可能性がある。

- ・ 当社の製品の供給源が減少、中断、遅延又は制限される。
- ・ 当社のサプライヤーが原材料を調達できない、又は当社の製品に適切な原材料を配分できない。
- ・ 一定の国及び／又は会社との取引に関する政府による禁止又は制限により、当社のサプライヤーから原材料、部品又は製品を調達若しくは使用できないこと並びに代替サプライヤー、原材料の調達先又は原材料が利用できない、又は許容可能な期間若しくは条件で利用できない。
- ・ 当社のサプライヤーが当社の製品に対する適切な生産能力若しくは試験能力を配分できない。
- ・ 製品需要の移行又は原材料や構成部品の価格上昇に対応できない。
- ・ 当社のサプライヤーが、より微細なジオメトリ処理技術への移行を含む優れた処理技術を開発若しくは維持することができない又はかかる技術の開発若しくは製造能力の確立に遅延する。
- ・ サプライヤーを喪失し、又はサプライヤーが性能、品質若しくは歩留りの仕様を実現すること若しくは納入期限どおりに行うことができない。
- ・ サプライヤーを喪失した場合又はサプライヤーの追加若しくは変更を決断した場合、新たなサプライヤーを絞り込み、大量生産又は試験を開始した結果、追加費用が発生し製品が遅延する。
- ・ 当社のサプライヤーに影響を及ぼす自然災害、気候変動の影響又は地政学的衝突。
- ・ COVID-19のパンデミックなどの流行病及びパンデミックを含む健康危機並びに検疫及び閉鎖など当社のサプライヤーに影響を及ぼすパンデミックに対する政府及び企業の対応。
- ・ 特に米国又は中国政府の貿易又は国家安全保障政策で、当社が重要な集積回路製品のサプライヤーと取引を行うことを制限する若しくは妨げるもの、又はかかるサプライヤーが当社と取引を行ったり、当社のために製品を製造するのに必要な原材料、機械若しくは技術を調達したりすることを制限する若しくは妨げるもの。

当社は、一定の技術について、代替サプライヤーを確立している一方で、かかるサプライヤーの数は限られており、優れたテクノロジー・ノードにおける製造が可能な又は古い処理テクノロジー・ノードにおける製造を望む業者はさらに限られる。当社は一部の製品について単独の又は限られた数のサプライヤーに依存しているため、それにより上記で特定されるリスクが悪化し、製品性能の低下、納入スケジュール、生産能力及び利益率、品質保証、生産量及びコストに対する管理能力の縮小などを含む多大なリスクに当社をさらす可能性がある。当社が代替サプライヤーを確立している又は将来確立する限りにおいて、これらのサプライヤーは、かかる技術を生産に活用するための相当の時間及び支援水準を要求するかもしれない、複雑な又は優れた処理技術においてはそのいずれもが増大する可能性がある。その結果、当社は、当該代替サプライヤーを支援し維持するために、莫大な労力及び資源を投資し、その費用が増大する可能性がある。さらに、貿易若しくは国家安全保障政策によるファウンドリサプライヤーが当社のために部品若しくは製品を製造する能力の除外若しくは制限は、単独の若しくは限られた資源に関する取決めに對する当社の脆弱性を高め、これらのサプライヤーから当社が重要な部品若しくは製品を調達することを制限し若しくは妨げる可能性がある。将来におけるファウンドリサプライヤーの統合もまた、単独の又は限られた数の資源に関する取決めに對する当社の脆弱性を高め、価格交渉を行うサプライヤーの意欲を失わせるため、コスト削減を達成する当社の能力に悪影響を与え、製造コストが増加し、当社が利用可能な生産能力を制限する可能性がある。当社のサプライヤーとの取決めに、当社が負担する製品の製造及び試験の費用は、顧客へ對する価格の低下と同様の割合では低下しない場合がある。当社及び当社のサプライヤーが、より微細なジオメトリ処理技術（これは生産収率及び信頼性に関するさらなるリスクを追加するものである。）への移行を含む優れた処理技術を開発又は維持し、競合会社の製造工程及び実績と効果的に競争することは、新製品を市場導入し、顧客需要に対応する当社の能力に影響を与え、費用が増加し（当社の粗利益が減少し）、過剰在庫リスクにさらされるおそれがある。上記のいずれもが、当社の事業、経営成績及びキャッシュ・フローに悪影響を及ぼす可能性がある。

当社は、サプライヤーと長期契約を締結しているが、これらの契約のほとんどは、長期的生産能力について確約を定めているわけではない。特定の期間にわたり又は特定の生産量について、当社がサプライヤーから確約を得ていない限り、サプライヤーは、当社の製品の生産能力又は試験能力を削減又は制限しつつ、他の顧客のための生産及び試験にその能力を割り当てる可能性があり、また過去にもそうしてきており、かかる能力は、優れた処理技術における製造に必要な能力に対する投資を行うサプライヤーの能力若しくは意欲により制限される可能性がある。したがって、当社の生産能力は、当社が必要な時に又は合理的な価格において利用できない場合がある。当社が長期的な確約を得る範囲において、当該確約に関連した追加費用が発生し、使用していない生産能力について、当社が払戻不能な支払いを行う可能性がある。

当社のサプライヤー又は潜在的代替サプライヤーが、自社のために又はその他の企業のために当社の製品と競合する集積回路を製造しているかもしれない。当該サプライヤーは、これまで原材料及び生産能力を自社製品若しくは当社の競合他社の製品に配分し、当社製品の生産を削減又は制限し、当社に不利益を与えることを選択したことがあり、これからも同様にする可能性がある。

また当社は、サプライヤーから合理的な価格設定、製造又は納入条件を受けないかもしれない、高需要時及び／又は集積回路製品の生産能力が限られている時には、当社が有利な条件を得る能力が低下する可能性がある。当社は、サプライ

ヤーの行為によって、当社の顧客への納入義務を果たす能力が損なわれるような又は当社の売上原価を増加させるような当社事業の混乱が生じないと保証することはできない。十分な供給を受けることができない場合、当社はかかる不足分について、顧客に対する支払いを余儀なくされる可能性がある。

さらに、当社は、多くの仮定及び見積りに基づく当社及び当社の顧客の当社製品に対する需要予測を使用し、サプライヤーに発注している。当社がより小さな形状のプロセス技術に移管するにつれ、製造のリードタイムは増加する。結果的に、サプライヤーに対する当社の発注は一般的に一部のみが顧客からの確約でカバーされる。よって当社又は当社の顧客が、需要を過剰に見積もった場合、又は顧客との拘束約定に基づかないCOVID-19のパンデミックなど当社の顧客による管理の及ばない要因により需要が影響を受ける場合、余剰在庫が増加し又は棚卸資産の陳腐化が生じ、当社の経営成績に悪影響を与える可能性がある。

逆に、当社若しくは当社の顧客が需要を過小評価した場合又は需要が大幅に／若しくは急速に増加した場合、当社は過去に当該需要を満たすために必要な追加の製造及び試験能力を適時に若しくは全く入手できなかったことがあり、現在若しくは将来においても同様の可能性があり、その結果、販売機会の損失、収益の成長の低下並びに顧客との関係の悪化を招く可能性がある。現在、世界の半導体業界は、その需要を満たすために業界の容量を超えた集積回路の需要に直面している。

当社の第三者サプライヤーの製造設備にも関係し、その結果、当社の事業に支障が生じたり、当社に追加的なコストが発生したり、当社の経営成績に悪影響を及ぼす可能性がある追加的なリスクについては、下記「当社の製造施設の運営及び統制に関連し、ファブレス・モデルと比較した固定費の増加、環境に関するコンプライアンス及び責任、気候変動に関する問題、自然災害へのエクスポージャー、機器及び資材の適時供給並びに様々な製造の影響などを含む多数のリスクが存在する。」を参照のこと。

当社の製造施設の運営及び統制に関連し、ファブレス・モデルと比較した固定費の増加、環境に関するコンプライアンス及び責任、気候変動に関する問題、自然災害へのエクスポージャー、機器及び資材の適時供給並びに様々な製造の影響などを含む多数のリスクが存在する。

当社は、一定のRFFEモジュール及びRFフィルター製品を製造する複数の施設を所有及び運営している。製造施設は、ファブレス生産モデルに関連し固定費の多くの部分を占めることが特徴である。当社は、好ましくない産業環境又はOEMとの間で他社の部品に採用される機会を得られない及び／若しくは保持できないことにより、当社の製品に対する需要の減少による製造施設の稼働率の低下に直面する可能性がある。そのような時期においては、当社の製造施設は低い生産能力の水準で稼働する一方で、かかる施設に関連し発生する固定費は引き続き発生するため、売上総利益が低下する。

当社は、製造施設を運営する各法域における複数の環境、健康及び保安に関する法規制の対象であり、それらとはとりわけ、大気への汚染物質の排出、廃水の排出、有害物質及びその他の廃棄物の使用、保管、創出、取扱い及び処理、土壌及び地下水汚染の調査及び改善並びに当社従業員の健康及び安全を統制するものである。一定の環境法は、有害物質の調査、撤去又は改善に関する費用に関し、不動産の現在若しくは過去の所有者若しくは運営者又は有害物質を廃棄又は処理するための輸送を手配した当事者に対し、厳しい責任を課し、一定の状況下においては連帯責任を課すものである。結果として、当社はかかる撤去若しくは改善努力に関連する処分費用を発生する可能性があり、また汚染場所に関する第三者による請求が発生する可能性がある。さらに、当社は有害物質又はその他環境被害の人体へのエクスポージャーから発生する被害に対する責任も有している。当社又は当社が取得する若しくは取得した会社若しくは設備が過去にこれらの法令等を遵守していない若しくは将来遵守しない場合、当社は、当社が製造する製品の販売に関する責任を負い、罰金若しくは禁止命令を受ける可能性があり、また、当社の業務が停止される可能性がある。かかる法令及び規制により、当社が設備を改造又は拡張する能力が制限される可能性、高価な設備の取得を必要とする可能性、又はその他多額の支出が必要となる可能性がある。当社はまた、一部の事業について、行政による環境許可の取得及び維持を義務付けられている。当社は、適用ある法律、規制及び許可を確実に遵守するために設計された方針及び手続きを有しているが、当社又は当社の従業員、請負業者若しくは代理人が常に当該法律、規制及び許可又は関連する当社の方針及び手続きを遵守することを保証することはできない。

気候変動への懸念及びそれによる環境影響の可能性により、当社、当社のサプライヤー及び顧客に影響を及ぼす可能性のある新たな環境、健康、安全に関する法律及び規制が導入される可能性がある。かかる法律又は規制は、当社に法令遵守のための追加的な直接費用を負担させるとともに、顧客、サプライヤー又はその両方から生じる間接的費用の増大を招き、当社に転嫁される追加の法令遵守費用（製造工程の変更又は製造工程で使用する原材料の調達に関連するコストを含む。）を負担させる可能性がある。これらの費用は、当社の経営成績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある。さらに、気候変動により、干ばつ、山火災、嵐、洪水若しくは海面水位の上昇などを含む自然災害がより頻繁に又はより激しく発生し、それにより当社の製造設備又は当社のサプライヤーの製造設備に対し物理的なリスクをもたらす可能性、当社の製造設備又は当社のサプライヤーの設備の稼働に必要な水の供給が滞る可能性並びに気温の上昇や低下により運営コストの増加及び／又は事業の中断が発生する可能性がある。

当社は、アジア及びヨーロッパにおいて製造施設を有している。津波、洪水、地震、火山爆発、干ばつ又はその他の自然災害、気候変動による影響、若しくは地政学的衝突により当社の製造施設が破損、破壊又は妨害された場合、当社の運

営は妨害され、生産及び在庫の輸送が遅延し、結果、高額な修繕、交換又はその他の費用が発生する可能性がある。さらに、自然災害、気候変動による影響又は地政学的衝突は、運輸、供給チャンネル及びサプライチェーンを妨害し、原材料の価格を著しく高騰させる可能性がある。

さらに、COVID-19のパンデミックなどの流行病及びパンデミックなどの健康危機並びにそれに対する政府及び企業の対応は、検疫や閉鎖によるものを含め、当社の製造施設に影響を及ぼし、その結果、当社の製造事業が中断されたり、閉鎖される可能性がある。

当社の製造業務は、十分な品質及び量の原材料及びその他供給品を複数のサプライヤーから適時に確保することにかかっており、一部の場合においては、単独のサプライヤーを含む特にアジアにおける限定された数のサプライヤーに頼らなければならない。とりわけ原材料及びその他製品の供給がサプライヤーが被る災害、事故又はその他の事由により中断された場合、品質又はその他の問題により供給が停止した場合、需要の急増により供給不足が起きた場合、並びに／又は特定の原材料の産地国政府の規制により、当社若しくはサプライヤーがかかる原材料又はかかる原材料を包含する製品若しくは部品の使用を禁止された場合、並びに許容可能な代替サプライヤー、原材料若しくは原材料の調達先が利用できない又は許容可能な期間若しくは条件で利用できない場合など、生産に影響が及び、当社の顧客への当社の製品の供給が妨げられる可能性がある。需給バランスが妨害された場合、当社が支払う原材料の価格が高騰することにより製造コストが著しく増加する可能性がある。その時々、サプライヤーはリードタイムを延長し、当社への供給量を制限し、又は容量制約若しくはその他の要因により価格を上げる可能性がある。加えて、原材料の供給及び費用は、関税などの貿易及び／又は国家安全保障政策又は当社が一定の国若しくは企業と取引を行うことを制限若しくは阻止する又は一定の企業が当社と取引を行うことを制限若しくは阻止する政府の行為又は特にアジア諸国との貿易摩擦により、悪影響を受ける可能性がある。さらに、機器のひとつの部品を他の物に置換する、又はひとつの材料を別の物に代替することは困難又は不可能である可能性がある。サプライヤーが当社の要望に応えられない場合、当社の製造業務が妨害される可能性がある。

当社の製造工程は非常に複雑で、高性能かつ高額な機器を必要とし、生産力及び実績を改善するために継続的に調整されなければならない。製造工程における問題は、生産力を低下させ、製造を妨害し、結果的に当社が製品を納品できなくなる、又は適時にコスト効率よく、また競争力の高い方法で当社の製品を納品できなくなる可能性がある。さらに、競争力を維持し、及び顧客の需要に応えるために、当社は、施設及び製造技術を改善し、広域の研究開発を実施しなければならない可能性があり、それらのいずれもが、多額の資本投資を必要とし、当社の経営成績、キャッシュ・フロー及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある。

最後に、当社は通常、当社又は当社の顧客による多くの仮定及び見積りに基づく当社製品に対する需要予測を用いて製品の製造を開始しており、それらは一般的に購入契約の対象ではない。その結果、期待される売上に先立って在庫及び製造費用が発生し、最終的にそれらの売上が実現しない又は予測を下回る可能性がある。当社又は当社の顧客が、顧客需要を過大評価した場合又は顧客との拘束約定に基づかないCOVID-19のパンデミックなど当社の顧客による管理の及ばない要因により需要に影響を受ける場合、当社は、より高い在庫保管及び運用コストを発生し、並びに／又は過剰若しくは陳腐化した在庫を抱える可能性があり、それにより当社の経営成績に悪影響が及び可能性がある。

新たな及び隣接した分野でのイニシアチブに関するリスク

当社の成長は、当社の技術及び製品を新たな及びより広い製品分野並びにモバイルを超えた隣接した業界及びアプリケーションに拡大する当社の能力に一部依存している。これらの新たな及び拡大された製品分野、業界セグメント及びアプリケーション並びに関連する技術及び製品並びに当社の既存の技術及び製品並びに新技術における当社の研究開発及びその他の投資は、営業利益を生成しない又は当社の期待に沿った将来の経営成績に寄与しない可能性がある。

当社が引続き4G及び5G基盤技術のサポートに対し多大な資源の投資を行う一方で、当社は既存の技術上及び経営上の専門知識の活用並びに買収を通じて、新しくかつ拡大した製品分野並びに隣接したセグメント及びアプリケーションに対する投資を行う。

特に、将来における当社の成長はRFFEなどの新しくかつ拡大した製品分野並びに自動車及びIoT等、モバイルを超えた隣接した業界セグメント及びアプリケーション、新しくかつ拡大した製品分野、隣接した業界セグメント及びアプリケーションにおいて当社が費用対効果の高い最先端技術若しくは製品を開発する能力、並びにこれらの製品、業界セグメント及びアプリケーションに当社の技術及び製品を利用している第三者に一部依存している。従って、当社はこれらの新しくかつ拡大した製品分野及び隣接した業界セグメント及びアプリケーション並びにこれらの製品分野、業界セグメント及びアプリケーションに対する新製品及び技術の開発のために引続き多額の投資を行っていく予定である。また、当社の成長は、5G技術を開発し特許を獲得し、5G技術を用いた商用製品を開発する当社の能力に大きく依存している。

しかしながら、これらの新しくかつ拡大した製品分野及び隣接した業界セグメント及びアプリケーション並びに関連する技術及び製品並びに当社の既存の技術及び製品並びに5Gのような新技術、ライセンスを有するスペクトル、共用スペクトル及びライセンスを有しないスペクトルの利用並びにセルラーとWi-Fiのコンバージェンスに対する当社の研究開発及びその他の投資は、とりわけ次の要因により、成功しない場合がある。その要因とは、当社が開発する技術に対する特許が獲得できない、当社が開発する技術が関連する基準に採用されない、新たな及び拡大された製品分野、隣接する業界セ

グメント及びアプリケーション及びそれらにおける顧客需要が期待どおり発展しない又は伸びない、当社の戦略又は当社の顧客、ライセンサー若しくはパートナーの戦略が成功しない、より良い代替技術又は当社が投資から見込む効果を軽減させるような代替技術、競合他社の技術又は製品が、当社の新技術、新製品と比較してより費用対効果が高く、機能が充実し若しくは制限が少なく、又は市場展開が速い可能性、顧客、ベンダー、ディストリビューター若しくはその他のチャンネル関係を当社が構築できない、及び／又は当社の競合他社がすでに確立された関係を有している若しくはより強い関係を構築することができる、並びに当社にとって新しい業界セグメント及びアプリケーションにおいて競合他社の事業活動経験が長い可能性、などである。当社は、これらの投資から生じるコストを過小評価、又は当該投資から得られる将来の営業利益若しくは粗利益を過大評価する場合もあり、当該投資が、重要な利益を生成しない又は生成しても何年もかかる可能性がある。

さらに、自動車産業はデザインインの時間枠及び製品ライフサイクルが長く、高い規制及び安全要件の対象であり、業界のサプライヤーは厳しい認定プロセス、非常に低い欠陥率及び高い信頼性基準に従わなければならない、それらはすべて業界参入の妨げになり、費用の増大を引起す要因となる。

当社の新技術及び新製品が成功しなかった場合、又は当社の予想した期間内に成功しなかった場合、多額の費用及び資産減損が発生し、当社の事業及び収益は全く又は期待されるほど成長せず、当社の収益及び粗利益は悪影響を受け、当社の株価が下落し、当社の評判が失墜するおそれがある。

当社は、戦略的買収及びその他の取引又は投資を行う、又は計画どおりに戦略的買収を完了できない可能性があり、その場合、当社の経営成績は悪影響を受け、株主価値を高めることができない可能性がある。

当社は、株主価値の最大化を目標に、事業の将来にとって重要と確信する戦略的買収及び合併事業を含むその他取引や投資を行っている。その時々、当社は、事業並びに特許、技術及びその他の無形資産を含む他の資産を取得し、合併事業契約又はその他の戦略的取引を締結し、株式未公開企業及び新興企業等を含む企業の少数持分を取得し又はそれらに融資を行っている。当社の戦略的活動は、概してモバイル分野及びモバイル分野を超えた新たな業界セグメント及びアプリケーションにおいて当社の製品及び技術の可能性を切り開き、その可能性を拡大すること、新製品の設計及び導入をサポートすること（又は現行の製品を改良すること）に重点を置いている。当社の戦略的活動の多くは、高いリスクを伴うものであり、多額の資本を利用することが求められ、投資が流動的になるとしても、投資日から数年後になることもある。当社の戦略的活動は、財務収益を生成せず、又は結果として当社の技術又は製品の採用増加若しくは継続使用をもたらさない可能性がある。当社は、製品、収益、費用及びその他のシナジー並びに実現を予想する成長機会をはじめとして、費用を実際よりも低く又は利益を実際よりも高く見積もる可能性があり、こうした利益が実現しない可能性もある。場合によって、所有権持分を取得した企業の収益又は損失における当社の持分を、連結又は計上することが求められる可能性もある。加えて当社は、これまでに当社の戦略的活動に関連した減損費用を計上したことがあり、将来においても計上する場合がある。戦略的活動に関連して生じた損失又は減損費用は、当社経営成績及び財政状態に悪影響を及ぼし、完全には減損していない又は売却していない戦略的資産又は投資に関連して、新たな又は追加的な損失が継続的に生じる可能性がある。

合併事業及び当社が経営や事業上の支配権を有するその他の戦略的投資を含む事業買収において予測される利益の達成は、一部は効率的かつ効果的な方法で事業を統合し、予想されるシナジーを実現する当社の能力にかかっており、当社はこれらの努力に成功しない可能性がある。事業統合の作業は複雑かつ時間を要し、重要な課題が生じる。その課題には、特に重要人員の確保、新しい従業員、設備、技術、製品、処理、営業活動（供給及び製造活動を含む。）、販売及びディストリビューション網、事業モデル及び事業システムの統合の成功、事業の顧客及びサプライヤーの維持、研究開発活動の統合、経営陣の注意が現行の事業問題からそがれることの最小限化、全社及び管理インフラの統合、当社の事業、営業活動及び従業員の基盤の規模、複雑さとグローバル化の拡大への対処が含まれる。当社は、関連技術若しくは製品から、又はこうした技術を基盤とした将来の技術若しくは製品から、商用価値を得られないこともあり、当社が取得する補償による保護の対象とならない負債を課せられ、訴訟の対象となる可能性がある。さらに当社は、関連事業によって若しくはその周辺事業で提供される新規の販売及びディストリビューション網、事業モデル及び営業活動モデル、地理的地域、事業セグメント及びアプリケーションへの参入若しくは拡大、又は戦略的買収から生じ得る潜在的な新規事業機会への対応を成功裏に行うことができないかもしれない。

事業買収やその他の戦略的活動による利益が当社の予想に達しなかった場合、当社の事業及び経営成績は悪影響を受け、これら取引によって株主価値を向上させることができない可能性がある。

当社の買収及びその他の戦略的投資の多くは、米国及び外国政府機関による承認を必要とする。一定の機関は、これまでに取引を認めない又は適時に承認をできなかったことがあり、将来においても同様の可能性があり、結果として、当社は提案された取引から期待される利益を実現できない可能性がある。買収を完了する当社の能力に対する評判が損なわれた限りにおいて、将来における買収又はその他の戦略的投資がより困難、複雑又は高額になる可能性がある。加えて、米国／中国の関係が引続き緊迫した場合、中国の関連ある規制当局からの承認が必要とされるいかなる取引を完了させる当社の能力も多大な影響を受ける可能性がある。

サイバーセキュリティ又は当社の機密情報の不正流用に関するリスク

当社の情報技術システムのセキュリティ侵害又は当社の技術、知的財産権又はその他の独占所有情報若しくは秘密情報の不正流用が生じた場合、当社の事業及び経営は悪影響を受ける可能性がある。

第三者は定期的に当社の情報技術システムへ無許可でアクセスしようと試みており、かかる試みの多くはますます高度化している。COVID-19のパンデミックにより企業の情報技術システムがより脆弱になったとの認識により、すでに多かった試みはさらに増加している。これらの試みは、産業若しくは企業スパイ又はその他のスパイ行為、非合法のハッカー又は国家により支援される侵入に関連する可能性があり、特に当社の製造工程おけるものを含むコンピュータ及びネットワークへのマルウェアの極秘の導入、並びに認定ユーザーへのなりすましの試みが含まれる。当社はまた、当社の情報技術システムに影響を及ぼし、製造部門を含む当社の事業に広範な混乱をもたらす、秘密情報又は独占所有情報を漏洩する恐れのある、身代金要求型のサイバー攻撃を受ける可能性もある。さらに、当社の機密情報を保管及び／又は処理する目的で当社が依存する可能性のある第三者もまた、同様の脅威の対象となる可能性がある。これらの脅威は、当社、当社の従業員、顧客、ライセンサー、サプライヤー又はその他当事者の技術、知的財産、専有財産、秘密若しくは個人情報の不正流用、盗難、不正使用、暴露若しくは紛失又は破壊を引起し、当社の情報技術システムに損害を与える又は当該システムを破壊する可能性がある。当社は、国際的なサイバーセキュリティの枠組みに沿った堅固なサイバーセキュリティプログラムを有しており、サイバーセキュリティの脅威を軽減する試みとして、人、処理及び技術にわたる業界のベストプラクティスを活用していると考えている。しかしながら、特に、利用される技術がますます高度化し常に進化していることから、当社は、全てのサイバーセキュリティに対する脅威を予測し、検知し、排除し、又は効果的な予防措置を講じることができない可能性がある。当社の情報技術システムへの無許可アクセスの試み又はその他の攻撃は過去に場合によりある程度成功した（しかし、重大な被害を引起したわけではない。）ことがあり、将来において成功する可能性があり、当社は発生事象又はその程度や影響を認識できない場合もある。

加えて、従業員及び元従業員（特に当社の競合他社、顧客、ライセンサー若しくは国家主体を含むその他の第三者の従業員となった元従業員）は、過去に当社の技術、知的財産権又はその他の独占的若しくは秘密情報を当社の競合他社、顧客、ライセンサー又は国家主体を含むその他の第三者に不正流用、使用、公表又は供与したことがあり、将来もそれらに対し不正流用、使用、公表又は供与する可能性がある。かかるリスクは、競合他社が、とりわけエンジニアリング職の人材を当社から採用しようとする場合に増大する。「当社は、適格な人材を引き付け、維持することができない場合がある。」を参照のこと。同様に当社は、当社の一定の技術、知的財産及びその他の専有若しくは秘密情報へのアクセスを、かかる技術、知的財産又は情報を過去に不正に使用した又は当社の競合他社及び国家主体を含む第三社に対して不当に開示したことがある、又は将来において不正に使用する又は不当に開示する可能性のある直接的及び間接的顧客及びライセンサー並びに一定のコンサルタントに提供している。また当社は、特定の合併事業パートナー（国家主体の関係者を含み、また、所有制限により合併事業における少数株主持分の取得が必要となる国外の法域における者を含む。）に対し、当社の一定の技術、知的財産及びその他の専有若しくは秘密情報へのアクセスを提供している。当該合併事業パートナーは、当該技術、知的財産権若しくは情報を不正に使用し、当該技術、知的財産権若しくは情報を当社の競合他社若しくは国家主体の関係者を含む第三者に不正に開示する可能性がある。

当社、当社の従業員、顧客、ライセンサー、サプライヤー又はその他当事者の技術、知的財産又は専有財産、秘密若しくは個人情報の不正流用、盗難、不正使用、暴露、紛失又は破壊により当社の競争力が損なわれ、研究開発及びその他の戦略的取組みへの当社の投資価値が低下し、取引を失い、評判が損なわれ、法的又は規制手続きの対象となり、追加的な損失若しくは負債を発生させ、並びにその他の方法で当社の事業が悪影響を受ける能性がある。当社は、情報技術システム並びに当社の技術、知的財産及び専有情報若しくは機密情報の安全性に対して、今後も多額の資源を投じる予定である。

さらに、中国はすでに、当社の総合的な情報技術セキュリティ環境が一定の基準を満たしていること及び／又は認定されていることを要求するサイバーセキュリティ法を施行しており、その他の国又は地域も、将来かかる法律を施行する可能性がある。かかる法律は複雑、曖昧かつ解釈の対象となる可能性があるため、コンプライアンスに関する不確実性が生じる可能性がある。結果として、かかる法律を遵守する当社の努力は高額になる、及び失敗する可能性があり、その場合、当社の事業、経営成績及びキャッシュ・フローに悪影響が及ぶ可能性がある。

知的財産に関するリスク

当社の知的財産の行使及び保護は、高い費用を伴い、当社の知的財産の不正流用若しくは無断使用を防止できず、1件以上の特許を行使する当社の能力を喪失する可能性があり、特許法の改正、当社の知的財産を効果的に保護できない外国法域により及び当該法域における非効率的な法律の施行により、悪影響を受ける可能性がある。

当社は、主に特許、著作権、商標及び営業秘密法に加え、開示禁止及び秘密保持契約、国際条約並びにその他の手段に依拠し、当社の特許ポートフォリオを含む当社の知的財産を保護している。当社の製品、技術及び知的財産の無断使用を

管理規制することは困難であり、時間を費やすものである。当社は、特に法律が米国法と同程度に十分若しくは迅速に当社の権利を保護しない可能性のある、又は当該法律の施行が十分ではない若しくは効力のない海外諸国においては、当社が実施してきた対策が、常に当社の製品、技術又は知的財産の不正流用又は無断使用を防いできた若しくはこれから防ぐと確信することはできない。「当社の情報技術システムのセキュリティ侵害又は当社の技術、知的財産権、又はその他の独占所有権若しくは秘密情報の不正流用が生じた場合、当社の事業及び経営は悪影響を受ける可能性がある。」を参照のこと。

一般に特許、とりわけ標準必須特許を過小評価しようとする同業界への参入企業の中には、特許制度に対して攻撃を仕掛けている会社もあり、確立された特許法が改正される可能性が高くなっている。米国においては、潜在的な特許法の改正並びに当社のライセンス事業に対して有害な結果をもたらす可能性のある現在及び将来における特許に関する訴訟に関して議論が続いている。アジア諸国を含む、当社の製品が製造又は販売されている一部の海外諸国における法律は、米国の法律と同程度に当社の知的財産権を保護しない可能性がある。当社は、潜在的改正が与える長期的な影響を確実に予測することはできない。加えて、知的財産権の行使若しくはライセンス供与、又は標準規格の採用に関する各国の法律及び政策、又は国内外の標準化団体の実務慣行が、将来において、当社のライセンス供与プログラム又は当社の製品や技術の販売若しくは使用に不利な方法で変更されないと確信することはできない。

当社は、特許ポートフォリオの使用に対するロイヤルティの徴収等、当社の知的財産や契約を保護又は行使することが困難な状況に直面したことがあり、将来において同様の状況になる可能性がある。その要因には、一定のライセンシーによる当社に対し支払義務のあるロイヤルティの全額又は一部の報告及び支払いの拒否、貿易保護及び国家安全保障政策を含む政府の方針若しくは政治的行為、競争法に基づく当社のライセンス供与慣行に対する異議申立て、海外法域によるライセンス供与に関する強行規定の適用、米国の裁判所によって下された契約違反の判決及び損害賠償に関する海外の裁判所による未認識及び不執行、並びに当社のライセンス事業及び当社のチップセット製品の価格設定、当社のチップセット製品への追加特性及び追加機能の統合に対する競争当局における異議申立てが含まれる。「一部のOEMは、当社の知的財産の使用に対する公正かつ合理的なロイヤルティの支払いを避ける行為を行っており、それによって、多大な経営管理の時間及び財務資源への投資を要し、その結果、政府、裁判所、規制当局若しくは政府機関、標準開発機関（以下「SDO」という。）又はその他の業界団体による法的判断又は訴訟が生じることで、当社の事業が損害を受ける可能性がある。」及び「当社の事業は、政府の調査又は手続きにおける否定的な判決の悪影響を受ける可能性がある。」を参照のこと。

当社は、過去に訴訟及び仲裁を提起したことがあり、将来において契約の履行、知的財産権の行使、営業秘密の保護又は他社の所有権の有効性及び範囲の決定を行うため、さらなる訴訟及び仲裁を提起することが必要となる場合がある。そのような訴訟又は仲裁の結果として、当社は、1件以上の特許を行使する能力を失い、当社のライセンス契約の一部が無効である若しくは法的強制力がないと判断され（その結果、他のライセンシーが現行のライセンス契約を遵守せず、又は訴訟若しくは仲裁を提起し）、当社にとって既存の条件よりも好ましくないライセンス条件（当社の知的財産を使用するためのロイヤルティ料率を含むがそれらに限定されない。）が課され、並びに多額の費用が発生する可能性がある。契約を履行するために又は知的財産権を行使するために提起する訴訟は費用がかかり、経営陣の多大な時間及び注意力が費やされ、当社の経営成績及びキャッシュ・フローに悪影響を及ぼす可能性がある。さらに、当社の行使の取組みに対して有利な決定がなされた場合であっても、終結には時間がかかり、終結までの期間における当社の収益及び研究開発などその他の目的に使用可能な当社の現金資源が減少する場合もある。

加えて、ライセンス契約により、当社は通常、ライセンシーの帳簿記録を監査する権利が付与されているが、監査には費用も時間もかかり、不十分なものとなり、係争の対象となる可能性もある。さらに、一部のライセンシーは、全ての帳簿記録の提出義務に従わない場合がある。ライセンス契約に基づき、当社がその権利を積極的に行使しない限り、ライセンシーは現行の契約を遵守せず、また当社の知的財産の使用について、当社が許諾を受けていない企業に対し積極的にライセンス契約の締結を求めない限り、許諾を受けていない他の企業は、ライセンス契約を締結しない可能性がある。同様に当社は、過去に当社の一定の知的財産並びに専有及び秘密の事業情報へのアクセスを、かかる知的財産及び情報を不正に使用する又は当社の競合他社を含む第三社に対して不当に開示した、そして将来においても不正に使用及び不当に開示する可能性がある直接的及び間接的顧客並びにライセンシーに提供している。「一部のOEMは、当社の知的財産の使用に対する公正かつ合理的なロイヤルティの支払いを避ける行為を行っており、それによって、多大な経営管理の時間及び財務資源への投資を要し、その結果、政府、裁判所、規制当局若しくは政府機関、標準開発機関（以下「SDO」という。）又はその他の業界団体による法的判断又は訴訟が生じることで、当社の事業が損害を受ける可能性がある。」を参照のこと。

当社が他社の知的財産を侵害しているとする他社の申立ては、当社の事業に悪影響を与える可能性がある。

他社は、随時当社の製品、又は当社の技術若しくは当業界で使用されている他の技術を使用する製品に対して、特許、著作権その他の知的財産請求を主張しており、また再度主張する可能性がある。こうした請求の結果、当社は訴訟に関与することになり、今後も関与する可能性がある。知的財産訴訟には、特に複雑な技術問題及び特有の不確実性が伴うことを考慮すると、勝訴しないかもしれない。当社の製品のいずれかが、他社の知的財産を侵害していると判断された場合、当社は、当社の製品の差止めに従うか、設計変更を求められる可能性があり、又は当該知的財産に係るライセンス供与を

行い若しくは損害賠償金その他の補償を他社へ支払わなければならない可能性があり、そのいずれも費用がかかる可能性がある。当社が、当社の製品の設計変更ができず、当社の製品に使用されている当該知的財産に係るライセンス供与を行うことができず、又は（例えば許可を得たサプライヤーを通じて）製品を販売することができない場合、当社製品の製造販売を禁止されるおそれがある。同様に、当社のサプライヤーが別の企業の知的財産を侵害したことが明らかになる可能性があり、その場合、かかるサプライヤーは、当社に対して製品又はサービスを提供することを禁止される可能性がある。

当社及び他社の特許その他の知的財産に関わる潜在的紛争においては、当社のチップセット・ファウンドリ、半導体の組立て及び試験を行う業者、並びに顧客も訴訟の対象となる可能性がある。当社は、当社が販売する製品により、又はチップセット・ファウンドリ及び半導体の組立て及び試験を行う業者に対して当社が供与した知的財産権により、特許侵害申立ての対象となったことから生じる賠償責任及び損害賠償に対し、一定の製品販売契約、サービス契約、ライセンス契約及び一部の顧客、チップセット・ファウンドリ及び半導体の組立て及び試験を行う業者を補償するその他の契約に基づいた偶発債務を有している。補償契約に基づく返済は、当社の経営成績及びキャッシュ・フローに重大な悪影響を与える可能性がある。さらに、いかなる訴訟も、当社の製品供給、並びにチップセットを購入する顧客及びその顧客の事業へ深刻な打撃を与える可能性がある。その結果、当該顧客らとの関係が損なわれ、当社のチップセットの販売低下又はライセンスの売上減少を招き、当社のチップセット又はライセンス収益が減少する可能性がある。実体の有無にかかわらず、いかなる請求も対応に時間が要し、費用がかかる訴訟が提起され、当社の技術要員及び経営陣の取組みを本来の目的かららせ、又は製品の発売若しくは出荷の遅延を引き起こす可能性がある。こうした結果はいずれも、当社の経営成績及びキャッシュ・フローに重大な悪影響を及ぼすおそれがある。

当社は、引き続き訴訟に関与し、当社の製品に対する他社による特許の申立てについて弁護を行うため、行政機関（米国国際貿易委員会等）に出頭しなければならない場合がある。そのうちの数社は、競争上の優位性を勝ち取る試みを行い、又はライセンス供与に関する交渉において影響力を得ようとしている。当社は勝訴できないかもしれず、勝訴できない場合、潜在的結果の範囲は極めて広く、その結果には、例えば、金銭的損害賠償若しくは罰金若しくはその他の金銭支払命令、ロイヤルティの支払い又は当社の一部IC製品の販売（若しくは当該製品を使用した当社顧客の機器の販売）に対する差止命令又は当社の事業実務の修正若しくは一部事業慣行の継続の中止に関する命令の発令が含まれる。これらに加え、当該訴訟における不利な結果は、当社のチップセットを購入する顧客及びそのワイヤレス通信事業者の顧客の事業に深刻な打撃を与え、当該顧客との関係が損なわれ、チップセット売上高又はライセンスの売上高が低下し、よって、当社のチップセット又はライセンス収益が減少する可能性がある。

当社が他者の知的財産権に抵触したとする他社による申立等、一部の法的事項の詳細に関しては、Form 10-Q中の「Notes to Condensed Consolidated Financial Statements」の「Note 5. Commitments and Contingencies」に記載されている。

当社によるオープンソース・ソフトウェアの使用は、当社の事業に損害を与える場合がある。

当社及び当社のサプライヤーの一部ソフトウェアは、「オープンソース」ソフトウェアを組み込み、又はそこから派生されている。また、これまでIC製品に関連するソフトウェア等、オープンソース・ソフトウェア構成要素を組み込み、オープンソース環境で作動する製品を開発するよう当社に求める顧客があり、今後もそのような顧客がいるものと当社は考えている。しかしながら、当該製品は、オープンソース・ライセンスに基づき、当社の製品のソースコードの一部へのアクセスを提供するため、当社の関連知的財産を不利なライセンス状況へとさらすかもしれない。当該ソフトウェアのライセンス供与は、当社が仮に当該ソフトウェアの派生品を販売する場合、当社に一定の義務を課す可能性がある。例えば、これらの義務により、当社は、当該ソースコードを顧客が利用可能な方法で、当社の顧客が派生品のソースコードを利用できるように、又は当社のソフトウェアをライセンス供与するために、当社が通例使用するものとは異なる特別な種類のライセンスに基づき、当該派生品をライセンス供与するように求められる場合がある。さらに、製品開発の過程において、当社は第三者のオープンソース・プロジェクトに寄与する可能性があり、それが当社の知的財産のライセンス条件に悪影響を及ぼす可能性がある。例えば、当社の製品と相互運用が可能なソフトウェア・エコシステムの成長を促進するために、かかるプロジェクトを管理するオープンソース・ライセンス条件に基づき当社は一定の寄与をしなければならない可能性があり、それが関連する当社の知的財産に悪影響を及ぼす可能性がある。オープンソース製品を開発することは、当社のライセンス・プログラムが依存する知的財産を適切に保護するものの、一定の状況下では負担となり時間を費やすため、当社を競争上不利な立場に置くことになるかもしれず、当社は当社の知的財産を十分に保護できない可能性がある。また、当社及び当社の顧客によるオープンソース・ソフトウェアの使用は、当社の製品及び当社の顧客の製品を政府及び第三者による監視にさらし、製品認定を遅らせ、よって、顧客が当社の製品を競合会社の製品に比べて価値のないものとみなす可能性がある。当社は、知的財産を保護するために適切な処置を講じ、十分な管理を行っていると考えるが、当社のオープンソース・ソフトウェアに対する寄与及びその使用が、これら及び当社事業に対して悪影響を及ぼすリスクが生じるおそれがある。

人材管理に関するリスク

当社は、適格な人材を引き付け、維持することができない場合がある。

当社の将来における成功は、執行役員その他の主要な経営陣及び技術要員の継続的な勤務及び適格な人材を継続して特定し、引き付け、維持し、意欲を促す当社の能力に依存している。当社の売上高は、技術革新及び製品刷新に強く依拠しているため、当社の事業戦略の実施には、専門的なエンジニアリングその他の才能を有する人材が必要である。当業界における従業員の市場は、競争が熾烈であり、競合他社は、とりわけエンジニアリング職の人材を当社から採用しようと試みており、程度の差はあれ、カリフォルニア州サンディエゴの本社に近い場所に地方オフィスを設立する若しくは地方オフィスを拡大する、又は従業員に永続的な在宅勤務を許可するなどして、一部は当社の従業員の採用に成功している。かかる人材を求める競合他社の多くは、当社よりも大規模であり、当社が提供できる報酬の限度を超えた報酬を提供することが可能である。さらに、現行の移民法により、高い技能を有する米国大学卒の外国人に求人募集を行い、確保することがより困難となっているため、雇用可能な人材源がさらに減少している。当社が適格な従業員を引き付け維持することができなければ、当社の事業は損なわれる可能性がある。

製品の不良又はセキュリティの脆弱性に関するリスク

セキュリティの脆弱性、欠陥又はエラーから生じるものを含む、当社の製品や又は顧客の製品若しくはライセンシーの製品に不具合が生じた場合、当社の事業が悪影響を受ける可能性がある。

当社の製品（関連するソフトウェアを含む。）及び当社が使用する技術（当社若しくは第三者により開発され、業界基準を満たすために設計されたものである可能性がある。）は複雑であり、材料、設計、製造、梱包、及び／又はシステム内での使用の問題を含む何らかの問題により、欠陥、エラー若しくはセキュリティの脆弱性を含んでいる可能性があり、また故障若しくは不具合を発生する可能性がある。さらに、当社グループの製品は複雑なため、製品が使用されている場合にのみ、欠陥、エラー又はセキュリティの脆弱性が検出される可能性がある。5Gへの移行など、新しい技術領域における製品の開発及びより微細なジオメトリ機能の集積回路技術への移行は複雑さを増大させ、製造歩留まり及び信頼性に関するリスクが増し、製品の欠陥、エラー又はセキュリティの脆弱性の可能性を増大させる。当社の顧客が通常、当社の製品を家庭用及びその他の機器に統合しているという事実により、製品若しくは技術の欠陥、エラー又はセキュリティの脆弱性に関連するリスクはさらに悪化する。

当社の製品を組み込む機器を信頼できないシステム等を使用し、信用できないコンテンツにアクセスすることは、当該機器のシステム・ハードウェア及びソフトウェアを悪意ある攻撃にさらすリスクを引き起こす。当社の製品又は当社が使用する技術におけるセキュリティの脆弱性は、当社の製品又は顧客の製品を攻撃する可能性のあるウィルス、ワームその他の悪意のあるソフトウェアプログラムを開発し分散するハッカー又はその他の悪意のない第三者に対し当社の顧客若しくはエンドユーザーを晒す可能性がある。当社は継続的にこの問題を注視し、サイバーセキュリティの脅威から製品を守る措置を講じているが、機器の性能は進化を続け、より精巧な機能及びアプリケーションを可能にし、セキュリティ障害が生じるリスクが増大し、サイバーセキュリティ攻撃を実行するために使用される技術はますます洗練され、絶えず進化している。

当社の製品は当社の顧客の製品及びネットワークにおける重大な機能について責任を有する可能性がある。当社の製品が仕様書通りに作動しない場合又はその他の製品の欠陥、エラー若しくはセキュリティの脆弱性が発生した場合、当社が顧客に販売している製品、当社製品が統合されている機器並びにかかる機器のエンドユーザーに対し実質的な損害を与える可能性がある。このような欠陥、エラー又はセキュリティの脆弱性は、ソリューションの開発、製品のリコール、不良品の修理若しくは交換、欠陥在庫の評価損又は契約上の補償義務などに関連する多額の費用を発生させ、売上が失われ、当社の製品開発努力から技術者の注意をそらす結果となる可能性がある。さらに、当社製品の欠陥、エラー若しくはセキュリティの脆弱性により、市場での受入れを実現できず、他社の部品に採用される機会を失い、競合他社へと顧客が移行し、当社に対する訴訟又は規制当局の措置が生じる可能性があり、また、当社の評判、顧客及びパートナーとの関係、新規顧客の獲得能力並びに当社ブランドの認知度に悪影響が及ぶ可能性がある。製品の欠陥、エラー若しくはセキュリティの脆弱性によるその他の潜在的な悪影響には、出荷の遅延、有形固定資産及び無形資産の評価減の計上及び不利な購入契約に係る損失が含まれる。さらに、当社の顧客又はライセンシーの製品に欠陥、エラー及びセキュリティの脆弱性が存在する場合、当社製品が統合される製品に対する遅延又は需要の減少が発生する可能性があり、その結果、当社製品において遅延又は需要の減少が発生する可能性がある。

さらに、欠陥、エラー又はセキュリティの脆弱性が発生した場合、特に当社製品若しくは当社が使用する技術又はそれらが統合された製品に欠陥、エラー又はセキュリティの脆弱性が生じ、人身傷害又は死亡につながった場合には、製造物責任賠償請求が発生する可能性があり、多額の費用、経費及び損失に繋がる可能性がある。当社に対する製造物責任賠償請求が提起された場合、たとえ当社が勝訴したとしても、損害賠償請求の弁護費用が多額に上る可能性があり、当社の技術者及び経営陣の努力がそらされ、当社の事業が損なわれる可能性がある。製造物責任賠償請求は、当社製品が損害をも

たらしめたという証拠がなくても、また、当社が顧客に対する責任を負わない場合でも提起される可能性があり、かかる損害賠償請求は多額の費用及び経費を発生させる可能性がある。さらに、当社の企業責任保険が十分でない場合や、将来における補償が得られない又は受託可能な条件で得られない場合は、当社の財務結果に悪影響が及ぶ可能性がある。上記はとりわけ、当社の製品が、自動運転支援プログラムを含む自動車、家庭用及び企業のセキュリティを含むカメラ及び人工知能、煙探知及び有害ガス検出機を含むホームオートメーション、健康状態モニター、子供の安全及び高齢者の健康のためのウェアラブルを含む位置及び資産追跡管理、公共安全のためのドローン及び自治体車を含むロボット並びに恐怖症若しくはPTSDの治療のための拡張現実（XR）、疾患若しくは障害の早期発見などの様々な高リスクアプリケーションで使用され、重要な機能を果たす可能性があることにより悪化する。

従って、当社の製品又は当社が使用する技術に欠陥、エラー若しくはセキュリティの脆弱性が生じた場合、当社、当社の顧客及び顧客の製品のエンドユーザーに悪影響が及ぶ可能性がある。これらのリスクが顕在化した場合、当社の事業、経営成績及び財政状態に重大な悪影響が及ぶ可能性がある。

一般的なりリスク要因

当社は、周期性の高い半導体業界で事業を行っている。当社はまた、概して世界、地域及び地方経済の状況の低迷による影響を受けやすい。当社の株価及び財務結果は、とりわけそれらのダイナミクスによる四半期ごとの及び年間の大きな変動の影響を受ける。

半導体業界は、周期性が高く、不安定であり、低迷することもあり、絶え間なく急激な技術変化、価格低下、技術基準の発展、新製品の頻繁な投入、短い製品ライフサイクル並びに製品の供給と需要の変動により特徴づけられる。低迷期は、エンドユーザー製品の需要の減少、高い在庫水準、過剰若しくは陳腐化した在庫の調整、製造能力の使用率の低さ、収益構成の変化及び平均販売価格の低下などにより特徴づけられる。当社の事業は引続きかかる周期的な低迷に直面する可能性があるとは当社は予想する。結果として、当社の収益は減少し、当社の経営成績及び財政状態に悪影響が及ぶ可能性がある。

世界、地域又は地方の経済状況の悪化又は経済成長の鈍化、特に、無線音声及びデータ利用者の集中度が高い地域又は当社の顧客若しくはライセンシーの集中度が高い地域における経済成長の鈍化は、当社の事業及び財務結果に幅広い悪影響を及ぼす可能性があり、かかる悪影響には、以下が含まれる。当社の製品及び技術に対する需要の減少、当社の顧客若しくはライセンシーの製品及びサービスに対する需要の減少、当社のサプライヤーが当社に対する供給の責任を果たせないこと、当社が当社の顧客に当社製品を供給できないこと及び／又は当社の顧客若しくはライセンシーがエンドユーザーに自社の製品を供給することができないこと、主要なサプライヤー、顧客若しくはライセンシーによる支払不能、当社の顧客若しくはライセンシーによる報告若しくは支払いの遅延、相手方による不履行並びに／又は無線機器の在庫に対するマイナスの影響。加えて、当社の顧客及びライセンシーが、当社の製品及び知的財産を購入し、支払いを行う能力並びにネットワーク運営事業者が無線ネットワークをアップグレードする能力は悪影響を受ける可能性があり、それが当社の製品に対する注文の減少、取消又は遅延につながる可能性がある。

当社の株価及び財務結果は、過去において変動しており、将来においても変動する可能性が高い。当社の株式の市場価格及び財務結果に重要な影響をもたらし得る要因には、上記及び本項を通じて特定されているもの、特に株式市場全体並びに技術系企業及び半導体企業の変動性、当社、当社のサプライヤー、競合会社又は顧客若しくはライセンシーに関する発表、並びに実際の財務成績又は見通しと証券アナリスト又は投資家による予測との差異などが含まれる。他にも理由があるものの、従来、会社の有価証券の市場価格が変動した時期の後に、それらの企業を相手取った証券集団代表訴訟が提起されていた。当社は、将来証券訴訟の対象となっており、将来もこうした申立をうける可能性がある。証券訴訟は、保険の対象となっていない多額の費用を発生させ、経営陣の注意力及び資源が散漫になる可能性がある。当社に対して提起された特定の証券訴訟をはじめとした一部の法的事項に関しては、Form 10-Q中の「Notes to Condensed Consolidated Financial Statements」の「Note 5. Commitments and Contingencies」に詳述されている。

当社の事業は、当社に適用ある様々な現行の、新しい若しくは改正された法律、規則、方針若しくは基準の影響を受ける又は当社によるそれらの不遵守により損害を受ける可能性がある。

当社の事業及び製品並びに当社の顧客及びライセンシーの事業及び製品は、世界中の法律、規則及び規制のみならず、政府の政策並びに海外、国内及び地域の通信標準規格機関の仕様（以下「規則等」と総称する。）の対象となっている。とりわけ特許ライセンス慣行、反トラスト、競争及び競争的商慣行に影響を与える規制等、特定の国（例えば中国）からの資金の流出、サイバーセキュリティ、米国商務省が管理する米国輸出管理規則などの輸出入規制、知的財産の保護、関税を含む貿易及び貿易保護、外交政策及び国家安全保障、環境保護、健康及び安全、サプライチェーン、紛争鉱物の使用を含む責任ある調達及び人権、スペクトルの利用可能性及びライセンス発行、基準の採用、課税、プライバシー及びデータ保護、労働、雇用及び人的資本、コーポレート・ガバナンス、情報公開又は事業活動に影響を与える規制等を含む現行の規制等の遵守又は解釈の変更、政府若しくは標準規格機関による当社の活動の監視における変更又は当該規制等に関連

する法的審理における判決、規制上の手続き、行政手続き若しくはその他の手続きは、当社の事業及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性がある。「当社の事業は、政府の調査又は手続きにおける否定的な判決の悪影響を受ける可能性がある。」、「政府調査又は当社の特許ライセンス供与慣行に対する個人的な法的手続き若しくはその他の理由に関わらず、当社の特許ライセンス供与慣行の変更は、当社の事業及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性がある。」、「当社の事業の大部分は中国で行われており、かかる集中のリスクは、米中貿易及び国家安全保障の緊張により深刻化している。」「当社の製造施設の運営及び統制に関連し、ファブレス・モデルと比較した固定費の増加、環境に関するコンプライアンス及び責任、気候変動に関する問題、自然災害へのエクスポージャー、機器及び資材の適時供給並びに様々な製造の影響などを含む多数のリスクが存在する。」及び「税金債務は当社の経営成績に悪影響を及ぼす可能性がある。」を参照のこと。

規制等は複雑であり変化し続けており（それによりコンプライアンスに関する不確実性を生み出す可能性がある。）、様々な解釈があるため、実務への適用については、長期間にわたり進展していく可能性がある。その結果、特に実務への適用方法について曖昧性がある場合、当社による規則等の遵守への取組みが失敗する可能性がある。規制等を遵守できない場合、当社の事業、経営成績及びキャッシュ・フローに悪影響が及ぶ可能性がある。新たな規則等又は変化するそれらの解釈は、現行の実務慣行、方針又は手続きを修正するのに必要な費用を増大させ、経営陣の時間及び注意力が遵守活動へかかりきりになる可能性がある。

当社の負債に関するリスクが存在する。

当社の未払債務及び当社が負担するその他の債務は、とりわけ、負債の元本及び利子を支払うために現金を使用することを余儀なくし、他の目的に利用可能な現金の額が減少すること、運転資本、資本支出、買収、株式買戻し、配当金、一般の企業目的若しくはその他の目的のために追加資金を調達する当社の能力を制限すること、並びに当社の事業、業界若しくは市場における変化に対する計画若しくは対応における当社の柔軟性を制限することなどを理由に、当社の事業に悪影響を及ぼす可能性がある。負債の元本及び利息を支払う当社の能力は、当社の将来における業績に左右される。その業績は、経済及び政治情勢、業界サイクル、及び財務上、業務上その他の要因によって影響を受けるが、その多くは当社の管理が及ばないものである。当社が利息を支払うために、営業活動によるキャッシュ・フローを十分に生成することができない場合、特に当社の負債の全て若しくは一部の借換え若しくは再構成、設備投資若しくは運用コストの予定額の減少若しくは履行延期、配当金支払い及び／若しくは当社の株式買戻しプログラム活動の減少、停止若しくは廃止又は特定の資産の売却等が求められる場合がある。当該措置は、利息の支払いに十分でない可能性がある。加えて、当該借換え、再構築又は資産売却は、経済的に有利な条件で又は全く利用できないかもしれない。また、当該借換え又は再構築時点における市場実勢金利が、当社が使用する現行の利率より高い場合、当該借換え又は再構築に関連した支払利息が増加するであろう。さらに、信用格付機関による当社の負債証券に付与された格付けが引き下げられた場合、将来において負債による資金調達を行う当社の能力及びかかる負債に関する条件が悪影響を受ける可能性がある。

税金債務は当社の経営成績に悪影響を及ぼす可能性がある。

当社は、多くの外国法域において、法人税が課せられている。当社の法人税引当金の決定には、重要な判断が求められる。当社は通常、アメリカ合衆国連邦域及び各州並びに海外の管轄区域（特に当社が日常的に収益を得ており、税務当局が実質的な付加価値業務が行われていると考える国及び当社が知的財産の保有する国）の税務当局により、納税申告書及び報告書の調査を受ける。当社の税金見積額は妥当であると確信しているものの、税務監査及び関連する法的手続の最終決定は、法人税引当金及び見越額に反映されている金額と大幅に異なる可能性がある。この場合、当該決定が下された期間における当社の法人税引当金、経営成績及びキャッシュ・フローに悪影響が及ぶ可能性がある。

税法規は、当社の将来報告される経営成績又は当社の業務遂行方法に悪影響を与えるような方法で変更される可能性がある。2017年の税制改革法に対応し、当社の収益と事業のより良い整合性を図るため、当社は2018年度及び2019年度に特定の組織再編を実施した。組織再編後、当社の所得の大半は米国で課税され、その大部分はFDII（国外源泉無形資産所得）として優遇措置を受ける資格を得ている。2027年度からは、FDIIに対する実効税率が13%から16%に上げられる。さらに、米国の税率が上昇する場合及び／又はFDII控除が排除又は軽減された場合（そのいずれもが現在の米国大統領政権及び議会により提案されている。）、当社の法人税引当金、経営成績及びキャッシュ・フローは（潜在的に多大な）悪影響を受けることになる。また、当社の顧客が米国に生産拠点を移転した場合、FDII控除は減少する可能性がある。

当社はシンガポールにおいて税制上の優遇措置を受けており、一定の雇用基準及びその他の基準を満たすことが求められている。2018年の再編の結果、シンガポールにおける当社の利益は減少したが、2022年3月までにこれらの優遇要件を満たさなかった場合、2017年及び2018年に対するシンガポールの遡及的な増税が発生する可能性がある。

経済協力開発機構（OECD）によって実施されている税源浸食と利益移転（BEPS）プロジェクトにより、外国法域における税法が更に変更される可能性がある。OECDは加盟国連合を代理して、移転価格に関連する多くの長期的な課税原則の変更を提言し、顧客が所在する国に対するより大きな課税権の配分及びグローバル所得に対する最低税率の設定を含む新たな草案を引続き作成している。これらの変更が各国において採択された際には、税務上の不確実性が増し、当社の法人税

引当金、経営成績及びキャッシュ・フローが悪影響を受ける可能性がある。BEPSプロジェクトへの対処及び2018年及び2019年の再編の一貫として、当社は一定の知的財産をシンガポールから米国に移行した。

市場リスクに関する定量的及び定性的開示

金利、為替レート及び株価に関連する金融市場リスクについては、当社の2020年度のForm 10-Kに記載されている。当社は現在、当社の金融市場リスク・エクスポージャーの性質又は当該エクスポージャーの管理に関する経営陣の目的及び戦略に関する短期的な変化は見込んでいない。

第四部【組込情報】

- (1) 外国会社報告書及びその補足書類 2021年1月27日 関東財務局長に提出
(自 2019年9月30日 至 2020年9月27日)
- (2) 外国会社半期報告書及びその補足書類 2021年6月28日 関東財務局長に提出
(自 2020年9月28日 至 2021年3月28日)

尚、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)使用したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としている。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

第六部 【特別情報】

【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項なし。